

別紙1

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び

脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（案）等に関するパブリックコメントの結果について

※紙面の都合等により、いただいた御意見の一部簡素化・細分化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	条文が複雑かつ難解であり、内容が理解しにくい。概要資料を別途用意するなど内容が理解しやすいような形でパブリックコメントを実施すべきではないか。また、パブリックコメントのタイミングは、産業構造審議会インベション環境分科会排出量取引制度小委員会の中間整理の・とりまとめ、及び、その後の上下限価格に関する審議の中間整理とりまとめ段階で、パブリックコメント募集を行うべきであった。	今後のパブリックコメント実施の際の参考とさせていただきます。 なお、審議会できりまとめ後、その内容を省令・告示の条文案として規定する作業が発生し、審議会については複数回を短期間で集中開催する必要があったことから、とりまとめ段階で条文案のパブリックコメント募集を行うことは事務的に困難であった点について、ご理解ください。
2	GX-ETSは経済と環境の好循環を実現するための成長志向型カーボンプライシング制度であり、我が国の産業競争力を棄損しない制度であるべきである。 また、我が国の産業競争力という観点からは、本制度の基本的な方向性として、第16回GX実行会議「事務局資料」のP5にある通り、「日本のGXは当初から「エネルギー安定供給」・「経済成長」・「脱炭素」の同時実現を目指す取組」という方向性と常に整合的なGX-ETSとなるよう、政府においては、丁寧な制度点検をお願いしたい。その際、例えば欧州では足下、温暖化対策に関する政策が、自国産業保護の方向に転換しており、そうした諸外国の温暖化対策強度の変化にも十分留意しつつ、我が国の経済成長とその原動力となる産業の競争力強化のための制度とする観点必ず踏まえた上で、GX-ETS制度のみならず、当該制度の外での措置も含め検討を進めていただきたい。 その上で、制度開始後、上記の観点から我が国産業界を取り巻く情勢等を俯瞰し、制度の不断の見直しを行うとともに、本制度が我が国の産業競争力に悪影響を及ぼす兆し等がある場合には、制度点検の場において、機動的かつ柔軟な見直しを実施いただきたい。	本制度の開始後も、GX投資の実施状況など我が国産業界のGX経済構造への移行状況、諸外国の輸出産業の保護のための措置その他我が国の国際競争力の維持又は向上に関する事項、二酸化炭素の排出に関する国内外の動向などの事情を勘案し、必要に応じて機動的に制度の見直しを検討するとともに、制度が国内産業や輸出産業へ予期せぬ影響を与える場合など必要があると認めるときは、検討結果に基づいて必要な措置を講じてまいります。
3	制度が非常に複雑であるため、機動的な見直しが行われるかについては懸念もある。こうした懸念を払拭するために、機動的な見直しを行うための具体的な基準などをあらかじめ準備しておくことが望ましいと考える。	本制度においては、事業者毎の活動量に応じた割当量の調整や、上下限価格の設定など、明確な指標に基づいた調整措置を講じることとしており、こうした措置によって、通常想定される範囲での環境変化による変動に対しては、機動的に対応可能な制度設計となっているものと考えております。そのうえで、予見困難な事象が生じた場合に備え、本制度の開始後も、制度の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じてまいります。
4	制度が始まる前から排出削減に取り組んできた事業者について、その取組が制度の中で適切に評価され、結果として不利とならないようにしていただきたい。	本制度においては、ベンチマークによる割当を適用することで、過去の削減努力が適切に評価される制度設計としています。また、ベンチマークの対象とならず、グランドファザリングが適用される場合であっても、実施指針の別表第2に記載の通り、過去の削減努力を考慮する仕組みを措置しています。
5	今般導入する排出量取引制度は、本来、NDCやパリ協定の掲げる1.5度目標と整合するよう措置すべきである。原案の排出量取引制度では、割当総量の上限が設けられず、また各種緩和措置（カーボンリークエッジリスクやGX関連技術への研究開発投資、早期削減努力等）が講じられており、加えて、各BIMの目指すべき水準やGFにおける削減率は、NDCやパリ協定における温室効果ガスの排出削減タイムラインを加味せずに設定しているため、排出枠の余剰が過剰に生じるリスクがある。 そのため、適切に排出削減が進み、NDCやパリ協定の掲げる1.5度目標と整合するよう、制度開始後は、排出枠の割当量全体が各目標に整合した水準になっているか、モニタリングしたうえで、その結果を公表することが求められる。また、制度開始後のなるべく早い段階で、割当総量に上限を導入すべきである。 加えて、これらの措置について実施指針の附則で明文化することで、実行性を担保すべきである。	排出量取引制度は、当然、NDCの達成に貢献していく制度設計としていく一方で、割当量の総量をNDCと整合させることには慎重になるべきであると考えております。 この点については、経済産業省・環境省で2024年に開催したGX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会でも検討しており、その際、韓国事例を検討しつつ、「制度運用の実施や制度を適用する行政及び対象事業者の知見・経験が不十分な中で、制度開始当初から、排出枠の総量を厳格に設定し、対象事業者間で分配する制度設計では、対象事業者間の競争条件への懸念等から、数多くの訴訟提起の可能性を惹起し、制度の信頼性が担保されなくなるおそれがあると考えられる。」という旨の有識者のとりまとめもされています。 本制度では、事業者の予見可能性を確保しつつ、実態を踏まえた着実かつ安定的な排出削減を促す観点から、割当量の総量をNDCに整合するようにトップダウン的に設定する措置は講じておりません。NDCの達成に向けては、本制度のみならず、政府としてあらゆる政策を総動員して引き続き取り組んでまいります。 なお、排出量取引制度は、制度開始後に、制度設計当初に想定していた経済状況・社会情勢からの乖離が生じて制度設計の変更が必要になることも想定されるため、継続的かつ定期的に制度の点検を行ってまいります。また、制度点検の際には、割当量がパリ協定の1.5度目標及びNDCの達成に貢献しているかを確認してまいります。
6	発電事業者については2033年を待たずに有償割当を導入し、2030年には10%以上、2033年には50%以上を有償割当とすべきである。	カーボンプライシングの導入に当たっては、石油石炭税や再エネ賦課金といった既存のエネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させる範囲内で徐々に導入することを2023年のGX推進法制定時に法律で明記しております。この観点から、発電部門に対する有償オークションについては、再エネ賦課金の負担が2032年以降に減少することを前提として導入時期を2033年度としております。
7	将来的には、電力事業者だけでなく、全業種有償での割当てを行うべきであるため、全量無償割当ての廃止とオークション制度に移行していくこと及びそれらの時期について、案文上、明らかにすべきである。	有償割当ての導入については、代替技術の導入可能性等や国民生活や産業への影響を踏まえて対象業種等の制度設計を行うことが重要でございます。 その上で、発電部門は、排出量の4割を占め脱炭素の重要性が高く、再エネなどの商用化された代替技術を持っていくことや諸外国でも発電部門において先行的に有償割当てを導入していることを踏まえて、GX推進法において発電事業者を対象に2033年度より有償オークションを導入することを規定しております。
8	毎年度9月末までに、排出量目標の届出および排出実績の報告を、登録確認機関の確認を経た上で提出することとされているが、当該スケジュールが実務上現実的な設定となっているか再検討されたい。実際、GXリーグにおける取組においては、約7か月間の算定・検証期間を確保されていたにもかかわらず、期限内の届出が困難となった事例があったと認識している。一方で、今後は、より短い期間で、より多くの事項を確認することとなる。実務実態を踏まえた期限設定としなければ、形式的な対応や確認作業の形骸化を招くおそれがあるため、届出・報告期間については十分な余裕を持った設定とすべきである。	原案の執行スケジュールについては、産業界や登録確認機関とも議論し設定したものであり、現実的な執行スケジュールとなっております。
9	GX推進法施行規則第4条において、操業から3年度以上経過している場合の年平均排出量は、前3年度の排出量を平均した量とされているが、3年度前に操業開始した事業者が、実質初年度・2年目を操業していない場合、年平均排出量が小さくなるのではないかと。そのため、操業当初の助走期間を除くような規定にすべきではないか。	操業が安定するタイミングを客観的に判定することが困難であることなどから、届出の前3年度の排出量の平均としています。
10	二酸化炭素の年平均排出量の算定対象について確認したい。経済産業省GXグループによる「排出量取引制度の詳細設計に向けた検討方針」資料中には、「算定対象活動については、省エネ法と温対法SHK制度と整合的に定めていく」と記載がある。また、省エネ法および温対法では事業者の保有有無に関わらず、その管理権限を有する者が省エネ法定期報告、温対法報告を行うこととなっている。これはすなわち省エネ法定期報告におけるエネルギー起源CO2と温対法報告における非エネルギー起源CO2の合算値をGX-ETSにおける一法人の排出実績量として認識してよいのか。二酸化炭素の年平均排出量の算定対象について実施指針に明記されることが好ましい。	省エネ法と温対法SHK制度では、他者に供給するエネルギーに係る排出量は控除されますが、本制度においては、他者に供給するエネルギーに係る排出量も含めた直接排出を算定することとしており、両者で異なります。算定対象活動についてはGX推進法施行規則において規定しています。
11	直接排出量が10万トンを超える事業者であっても、工場・事業場等での燃料使用量が1500kL未満の場合は省エネ法と温対法において算定を行ってならず、事務負担が過大となるため、排出量取引制度の対象外とすべきである。	排出量取引制度の対象事業者の要件は、GX推進法及びGX推進法施行令において既に定められており、本パブリックコメントの対象である省令・告示において定めるものではありません。
12	SPC保有の事業者はSPCがエネルギー管理権限を有しているケースが多くSPCにて省エネ法報告を行っている。出資者がその株式等を保有するSPC保有の事業者についても、例外なくエネルギー管理権限の有無で集計対象の該非判定行っていくか。	SPCとしての直接排出量が10万トン以上となる場合には、SPC自らがエネルギー管理権限を有する排出源について報告を行う必要があります。具体的な算定の手続き等については、今後マニュアル等において具体例を示す予定です。

13	実施指針第1条第8号中、「その他輸送手段」は削除するべき。省エネ法・温対法上の算定対象となっており、事業者によって過大な負担となる。他の輸送手段と違って輸送能力の掘切り値が存在しないため、工場・事業場等が1台でも他の輸送手段を有していれば算定対象となる（算定漏れは義務違反となる）のは過大な負担である。	GX推進法の算定対象とする輸送手段については、省エネ法・温対法と揃えるべく、「GX推進法施行規則（第6条第1項及び別表第1）」及び「二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示」に算定対象範囲を明確化しており、省エネ法・温対法で対象としていない範囲の算定を求めものではないとさせていただきます。
14	非エネルギー起源二酸化炭素については、省エネ法の対象外、かつ温対法でも3000トン以上の排出量が報告対象とされない。3000トン未満の排出量の場合に計量法に基づく計量などの精度は従来担保されておらず、本法において他の排出量と同等の精度での算定を行うことはできない又は事業者にとって排出量に比して過大な負担となることから、排出量として計上するのは3000トン以上に限定するべき。	ご提案のように3000トン未満の排出量を算定対象外とする場合であっても、当該排出量が3000トン未満であることを確認するために排出量の把握が必要となるため、小規模排出原を算定対象から除くことはしていません。
15	届出に際し、省エネ法に基づく定期報告書の写しの添付が求められているが、当該報告書は既に行政に提出済みであることから、改めて事業者が添付する必要性を明確にされたい。可能であれば、行政側において省エネ法の報告内容を参照する運用とすることを検討されたい。	異なる法目的の異なる法律における要請であるため、原則それぞれの法令でご対応いただく必要がございます。他方で、事業者負担軽減の観点から省エネ法の提出書類の写しによる提出を認めさせていただくという趣旨でありますところ、GX推進法の要請に基づき省エネ法の定期報告書の写しの添付をお願いいたします。
16	密接関係者と「一体的に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行うときは、当該密接関係者と共同して当該届出をすることができる」としているが、「一体的に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行う」というのはどのような状態を指しているのかが不明瞭である。したがって、届出の対象範囲を明確にするため、ガイドラインにおいて、その解釈を明示することが望ましい。	投資の一体性については、個別具体的に判断されることとなりますが、中期経営計画等において、密接関係者を含めた投資の計画を行っている場合などは、これに該当すると考えられます。各種様式への記載例等については、様式の記入マニュアル等において示してまいります。
17	届出の際、省エネ法に基づく定期報告書の資料の一部提出を求めることとなっているが、ロ 省エネ法施行規則様式第19や、ホ 輸送事業者に係る届出省令様式第20・第21は、提出対象外とすべきである。排出量取引の対象ではなく、事業者及び登録確認機関にとって不要な事務を生じさせるため。なお、連携省エネ措置を踏まえた原単位等は他の様式（省エネ法施行規則様式第9など）にも記載しており、必要であれば他の様式で事足りる。	ご指摘を踏まえて、GX推進法施行規則第6条第3項について修正いたします。
18	ベンチマーク対象業種の排出目標は、「今後5年間で真に達成すべき目標」からの逆算や、累積活動量上位15%の事業者の排出原単位を基準に設定するなど、より野心的な目標として、再検討すべきである。	本制度においては、対象事業者への過度な負担を回避しつつ、脱炭素投資を着実に促していく観点から、省エネ法やEU-ETSなどの他の制度における原単位の改善ベースを参照し、投資に係るリードタイムも踏まえたうえで、2030年度までの削減率を設定しています。
19	上位と中位の乖離が大きい一部のベンチマーク業種について、2030年度時点の目指すべき水準を「上位50%水準×0.915」によって定める手当てを講じることは合理的であり、支持する。この措置は、排出原単位が劣位にある企業の激減緩和措置であることに鑑み、制度開始後5年経過後の2031年度以降は適用しないものとするが、これはベンチマークの精緻化や事業者の努力によって前述の乖離が解消されることを前提とした整理と理解している。他方、精緻化や努力では依然として乖離が解消されない業種があった場合、2031年度以降は事業者の努力が及ばない事由により毎年のように排出枠が不足する構造が固定化することで、事業規模の縮小等を引き、成長志向型とは逆行する制度になることが懸念される。したがって、当該措置については、制度開始後の実績を見つつ、柔軟な運用を行うことも選択肢として頂けるようお願いしたい。	ベンチマーク指標の値の上位50%水準と上位32.5%水準の乖離が大きい業種に対する配慮措置については、今回の検討において収集可能なデータ制約等によりベンチマークの対象とならなかった業種との公平性の確保を図るためのものです。2031年度以降の制度の検討に向けては、今回ベンチマークの検討対象とならなかった業種についても、データ収集等を含めて十分な検討期間が確保されることから、当該措置については2031年度以降は適用しない方針です。
20	一部BMの活動量の算定において補正係数を活用するが、洋紙製造業及び板紙製造業、板ガラス製造業では、品種別に係数が示されているが、品種の定義は記載されていないため、品種の定義についても、実施指針において明確化すべきである。	実施指針別表第1に基づいて排出目標量を算定する際の品種毎の数量の把握方法や想定される証憑類等の具体例については、今後公表するマニュアル等において示す予定です。
21	表の中の目指すべき水準や補正係数の有効数字を統一してほしい。	「目指すべき水準」には有効数字4桁、活動量の補正係数は有効数字3桁で統一しております。
22	新たな特定事業活動の追加（ベンチマークへの移行）については、実施指針の附則第二条で定めていると考えてよいか。一方、附則第三条では今回設定された特定事業活動における31年以降の目指すべき水準の見直しについて定めていると考えてよいか。	ご認識のとおり、新たな特定事業活動の追加（ベンチマークへの移行）については、実施指針の附則第2条で定めており、今回設定された特定事業活動における31年以降の目指すべき水準の見直しについては、附則第3条で定めています。なお、原案の附則第2条及び第3条は、それぞれ第3条と第4条に条をずれております。
23	令和13年度以降のBM水準についてもなるべく早く確定し、開示いただきたい。なお、その設定に当たっては、非現実的な水準にならないよう配慮いただき、また、2030年度までに実施された排出削減投資が無駄にならないよう、制度全体の一貫性と整合性を確保するとともに、事業者が中長期的投資判断を行えるだけの予見可能性を確保されたい。	実施指針の附則第3条の通り、2031年度以降のベンチマーク水準については、施行後5年以内に定めてまいります。なお、新附則第2条を追加したことに伴い、原案の附則第3条については附則第4条に条をずれております。
24	2031年度以降の目指すべき水準の検討にあたっては、本告示案において業種別ベンチマークに基づく目指すべき水準が設定されていない業種へのベンチマークの拡大を進めるとともに、既存のベンチマークについても、排出削減努力の差によらなければつきが生じていると疑われる場合には適正化を実施すべきである。その際、必要な場合には、2031年度を待たずに目指すべき水準を改定することも排除すべきではない。併せて、目指すべき水準以外の制度設計に関しても、運用開始後の制度の実態を踏まえつつ、2031年度以降のあり方についての検討を進めるべきである。	各業種におけるベンチマークについては、実施指針に規定する通り、品種構成等によって生じる差を考慮することによって、排出削減努力以外の要因によるばらつきを抑制する仕組みとしております。その上で、制度の安定性と事業者の予見可能性を確保する観点からも、2030年度まではBM水準を改定することなく、原案で示した水準で排出枠の割当てを実施する予定です。2031年度以降の水準については、制度開始後の実態等も踏まえつつ、附則に基づき、施行後5年以内に検討を進めてまいります。また、ベンチマーク対象業種の拡大についても、併せて検討してまいります。
25	各業種のベンチマーク達成が早期に進む場合、2030年以前にベンチマーク水準の妥当性を定期的に評価し、ベンチマークの改定を行うべきである。	ベンチマークの水準については、実施指針の附則に規定する通り、2031年度以降の水準に関する検討を施行後5年以内に定めてまいります。
26	ナフサクラッカー-BMの直接排出比率の算定に当たって、クラッカーで使用する熱および電気は計上する一方、他プロセスに供給する熱および電気は計上しないという形で整理されていると承知しているが、外部供給分を控除する量を算定する時に必要となる外部供給分のエネルギー換算係数について明確にしていたいただきたい。	エネルギーの按分方法等については状況によって複数の方法が想定されるため、今後マニュアル等に適切な例を示す予定です。
27	ナフサクラッカー-BMに係る割当てでは、副生燃料を加味しないという理解であっているか。また、ナフサクラッカーの生産工程において発生した副生燃料に関し、他者に供給した場合には、供給量に応じて割当量を減じようという規定になっているが、そういった議論はこれまでなかったため誤りではないか。	ご意見のとおり、ナフサクラッカー-BMにおいてご意見いただいたような議論は行っていません。原案の実施指針では、副生燃料を他者に供給した場合に割当量を減じる調整を行うBM業種等が不明瞭であったため、ご指摘を踏まえて、実施指針別表第3の備考④などの副生燃料に関する割当てに係る規定を修正しました。
28	高炉・普通鋼電炉・特殊鋼電炉の各社上下工程がベンチマークに見合うように削減を進めた場合、鉄鋼業界全体におけるCO2排出量がどの程度削減されると見込んでいるのか明らかにされたい。	将来的な割当量はベンチマーク水準のみならず、活動量の変動によっても左右されるため、現時点で見通しを示すことは困難であると考慮しています。
29	鉄鋼業のベンチマークは、欧州のCBAMにおいて設定予定のベンチマークと著しく乖離しているが、この乖離について、国としてどのように評価しているのか明らかにされたい。 ※CBAMのベンチマーク（熱延コイルの場合）…高炉：1.370 t-CO2/t、還元鉄電炉：0.481 t-CO2/t、スクラップ電炉：0.072 t-CO2/t	EU-CBAMにおけるベンチマークと本制度におけるベンチマークは、対象とする範囲等が異なることから、単純な比較は困難であると考慮しています。
30	実施指針の別表第1（第5条関係）に定める鉄鋼業のベンチマークのうち、とりわけ排出量の大きい上工程と比較すると、高炉による製鉄業よりも、電炉による普通鋼製造業及び電炉による特殊鋼製造業の方が、より厳しい削減率を設定されている。しかし、鉄鋼業全体のCO2排出量の大部分は、高炉による製鉄業の上工程が占めており、その削減余地が大きいにもかかわらず、当該工程に緩い削減率を設定することは、わが国の脱炭素化を後退させるほか、業界間を不公平に取扱い得るものであると見込んでいる。また、各業界の平均値などを踏まえてベンチマークを設定せざるを得ないとしても、国として、電炉による普通鋼製造業及び電炉による特殊鋼製造業の上工程と比較して、高炉による製鉄業の上工程に緩い削減率を設定した理由及び根拠があるならば示されたい。	高炉と電炉は、必ずしも技術的に代替関係にはないと考えられるため、本制度においては、それぞれ異なるベンチマークを設定することとしています。そのうえで、2030年度のベンチマーク水準については、業種毎の排出原単位の分布から、上位32.5%水準又は上位50%×0.85のいずれか大きいとしてそれぞれ機械的に算出したものであり、業種毎に既に実装されている技術の範囲での削減努力を促すという点において、業種間で扱いに差を設けるものではありません。各業種の水準の算定根拠の詳細につきましては、第6回排出量取引制度小委員会の資料4等を参照ください。
31	鉄鋼業では、カーボンニュートラルの実現に向け、革新電気炉（高効率・大型電気炉）の研究・開発、実機化を一つの施策としてCO2排出量の大幅削減に取り組んでいる。一方、革新電気炉は効率率やエネルギー消費、運用コストなどが従来の電気炉とは異なることから、今回定める電気炉のベンチマークを適用することは企業の不利益となる可能性があり、その結果、さらなる投資意欲を削ぐことにもつながると懸念する。かかる認識のもと、2031年度以降のベンチマーク割り当て方法の見直しに当たっては、多くのデータを収集したうえで真摯な議論を行っていただくよう要請する。	ベンチマークのあり方を含む2031年度以降の割り当て方法については、将来的に実装される新たな脱炭素技術が適切に評価され、既存技術からの移行が促進される仕組みとなるよう検討してまいります。

32	電炉の普通鋼製造業やアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動について、生産量を基準活動量として使用する際に、その信頼性・妥当性を証明するために提示すべき証拠類や算定方法等を、明示して頂きたい。	活動量の把握方法や証拠類については、今後公開を予定している事業者向けマニュアルにおいて例示する予定です。
33	自動車BMは塗装工程だけでなく、エンジン鋳造などを含む自動車製造全体を対象とすべきではないか。	自動車の製造プロセスには、プレスから組立まで多様な工程が存在しますが、各社の製造工程においては、内製部品と外部調達部品がモデルにより混在しており、その内製率によって排出原単位に有意な差が生じます。そのため、各社が共通して内製化している工程をBM対象とすることが望ましく、各社が共通して内製化している塗装工程を対象としております。
34	発電BMにおける目指すべき水準のうち、「LNG又は都市ガスを主燃料とする発電に係る目指すべき水準」については、令和8年度から10年度までは減少しているのに対して、令和11、12年度と増加に転じているが、その理由を説明していただきたい。	足元の供給力確保や、発電設備の建設に必要となるリードタイム等も考慮し、急激な事業環境の変化を避けながら、発電分野の脱炭素化を進めるために、まずは、火力発電のCO2排出量の削減を求めるようなBM水準とすることが適当です。こうした観点から、2026年度から本格稼働する排出量取引制度（第2フェーズ）においては、CO2排出源である火力発電に着目したベンチマークを定めることとし、①制度開始当初3年間は、燃種別のベンチマークを用い、②その後、徐々に、燃種別水準と全火力水準をミックスして全火力水準へとベンチマークを近づけ、③第3フェーズが開始する2033年度には全火力水準までベンチマークの水準を引き下げていくという基本的な考え方の下、ベンチマークの設定を行ったところです。こうした考え方のもと、BM水準を算定したところご指摘のような水準となっています。
35	制度開始当初3年間は燃種別ベンチマークを用いる方針に賛同する。その上で、脱炭素に係る技術進展や事業環境整備の不確実性を踏まえ、エネルギーの安定供給と脱炭素投資の継続性を確保する観点から、過度な負担水準の高まりにより、安定供給・経済効率性・脱炭素投資が阻害されることがないように、状況に応じた柔軟な制度運用（必要に応じたベンチマーク水準の見直し等）をお願いしたい。	今後の制度検討の参考にさせていただきます。
36	2026年の第2フェーズ開始時点から、発電ベンチマーク水準の20%は全電源ベンチマーク水準とし、2030年には全電源ベンチマーク100%で値を電力業界が目標としている排出係数0.25 kg-CO2/kWhとすべきである。また、原案では発電部門のベンチマークとして8区分で示されているが、いずれも問題がある。石炭火力については、経済産業省の政策で廃止方針を示している非効率石炭火力、すなわち垂臨界圧、超臨界圧、加圧流動層式には排出枠を配分すべきではない。2030年については先に述べたように第6次エネルギー基本計画の電力排出係数目標（全電源原単位）をGX-ETSでも用いるべきである。LNG火力については、先に述べたように第6次エネルギー基本計画の電力排出係数目標（全電源原単位）をGX-ETSでも用いるべきである。さらに、沖繩については再生可能エネルギーのポテンシャルに恵まれ、速やかに再エネへの移行が可能であることから、火力の縮小、順次廃止が可能である。沖繩の地理的特性を理由としての火力事業への配慮は再エネ移行の妨げとなることから行うべきではない。沖繩の石炭火力、LNG火力については、日本の他の地域と同様の目標が用いられるべきである。よって発電事業における各年度のCO2原単位（kg-CO2/kWh）の目指すべき水準は以下のとおりとすべきである。 石炭 2026年度 0.6991、2027年度 0.5868、2028年度 0.4746、2029年度 0.3623、2030年度 0.2500 LNG 2026年度 0.3587、2027年度 0.3315、2028年度 0.3044、2029年度 0.2772、2030年度 0.2500 石炭（沖繩） 2026年度 0.6991、2027年度 0.5868、2028年度 0.4746、2029年度 0.3623、2030年度 0.2500 LNG（沖繩） 2026年度 0.3587、2027年度 0.3315、2028年度 0.3044、2029年度 0.2772、2030年度 0.2500	2050年カーボンニュートラルに向けては、火力発電のCO2排出量削減のみならず、再エネ、原子力等の脱炭素電源の拡大が重要です。この点、2033年度からは、燃種・発電種別にかかわらず、発電事業者のCO2排出量の一部に対する有償オークションが義務づけられる第3フェーズが開始される予定です。このため、第3フェーズ開始後は、再エネ、原子力等の脱炭素電源による発電にインセンティブがより働くこととなります。一方で、足元の供給力確保や、発電設備の建設に必要となるリードタイム等も考慮し、急激な事業環境の変化を避けながら、発電分野の脱炭素化を進めるために、まずは、火力発電のCO2排出量の削減を求めるようなBM水準とすることが適当です。こうした観点から、第2フェーズにおいては、CO2排出源である火力発電に着目したベンチマークを定めることとし、①制度開始当初3年間は、燃種別のベンチマークを用い、②その後、徐々に、燃種別水準と全火力水準をミックスして全火力水準へとベンチマークを近づけ、③第3フェーズが開始する2033年度には全火力水準までベンチマークの水準を引き下げていくという基本的な考え方の下、ベンチマークの設定を行ったところです。こうした考え方により、急激な事業環境の変化を避けつつ、2050年に向け段階的に制度の強度を強めることで、エネルギーの安定供給の確保を大前提に、着実に2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めてまいります。また、沖繩エリアにおける発電事業は、小規模独立系統である等事情によって、他エリアとは異なる事業環境に置かれていることを踏まえて原案のとおりとしております。例えば、再エネ、原子力等の脱炭素電源の適地が限られているため、火力発電への依存度が高いことや、他エリアに比べて需要規模が小さいため、火力発電の基数が限られており、電源の入れ替えがより固定的であるといった特殊性を考慮したものではありません。
37	「発電事業における発電に係る事業活動」の排出目標量の算定に用いる「発電電力量」について、いわゆる発電端電力量を指すのか、送電端電力量を指すのかを定めておくべきと考える。本来は、送電端電力量を用いることで、所内消費電力の低減など、事業者の効率改善努力が評価され得ると考えるため、送電端電力量を用いる整理が望ましいのではないかと。	所内電力量をバウンダリーに含んでいることから、発電端電力量を用いる整理としています。今後公表を予定しているマニュアルにおいても発電端電力量を用いることを明確化し記載する予定です。
38	「発電事業における発電に係る事業活動」のベンチマーク水準について、2025/12/9に公表された暫定値から変更されているが、決定プロセスの透明性の観点から、その理由及び全火力ベンチマーク算定に用いた電力構成等、当該燃種別ベンチマークを算定するにあたって使用した根拠を示す必要があるのではないかと。	数値を精査した結果、暫定値から変更しております。発電比率については、総合エネルギー統計の時系列表（参考表）の4.電源構成（発電量）の2023年度及び2024年度の平均値を用いています。
39	「発電事業における発電に係る事業活動」のベンチマーク水準について、全燃種に対して全火力ベンチマークを合成しないベンチマークを3年間適用する場合、相対的に低炭素であるLNG火力であっても、効率が劣化する電源については排出枠不足が生じ、ETSコストが発生する設計となっている。当該電源は電力市場においてマージナル電源となる場合が多く、当該ETSコストを回収するための価格転嫁が行われた場合、市場価格の上昇を通じて社会コスト増につながる事が想定される。電力の安定供給に必要なLNG火力については、初期段階から全火力BM割合を高めるなど、過度なコスト負担が生じないような配慮を検討すべきではないか。	業種間の公平性の観点から、同業種内では一律の算定式を用いることが基本となります。発電ベンチマークについては、①制度開始当初3年間は、燃種別のベンチマークを用い、②その後、徐々に、燃種別水準と全火力水準をミックスして全火力水準へとベンチマークを近づけ、③第3フェーズが開始する2033年度には全火力水準までベンチマークの水準を引き下げていくという基本的な考え方の下、ベンチマークの設定を行ったところです。
40	火力発電における燃料転換や水素・アンモニア混焼、CCUS等の脱炭素対策には技術の本格的な普及に加え一定の対策リードタイムが必要であることを踏まえ、今回示された2030年度に向けて一定の排出原単位削減を求められるベンチマーク水準は厳しい制度設計である。制度開始後も、脱炭素投資が阻害されないよう、脱炭素技術の進捗状況を確認し、過度な負担となっている場合は必要に応じて水準の見直しを行うべきである。	今後の制度検討の参考にさせていただきます。
41	GX-ETS第2フェーズの発電分野においては排出源である火力発電が対象となっているため、非化石電源の取組が十分に評価されない点や、省エネ法義務との二重規制といった懸念があり、事業者が効率的に脱炭素化を進めることができるよう、制度間の関係を整理していただきたい。具体的には、非化石証書価格をGX-ETSと整合的に見直すことなどにより適切に非化石電源を評価することや、GX-ETSの取組を踏まえた省エネ法における評価の在り方や省エネベンチマーク指標の見直し等について検討いただきたい。	発電BMについては、以下の点を考慮し、CO2排出源である火力発電に着目したベンチマークとし、制度開始当初3年間は、燃種別のベンチマークを用い、その後、徐々に、燃種別水準と全火力水準をミックスして全火力水準へとベンチマークを近づけ、第3フェーズが開始する2033年度には全火力水準までベンチマークの水準を引き下げていくという考え方の下、具体的なベンチマークを設定しております。 ・2033年度から有償オークションの導入が予定されているため、非化石電源の導入インセンティブが働いていること ・制度開始当初については、足元の必要な供給力確保が重要であること、発電所の建設や火力発電の脱炭素化には一定の時間を要すること、これまでの取組との整合性等も考慮し、急激な事業環境の変化を避けながら、一定の時間をかけて火力発電のCO2排出量の削減を求めるようなBM水準の策定が重要であること また、省エネ法は経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、エネルギー使用に関する報告を求めるものであり、排出量取引制度とは制度目的や手段が必ずしも同一ではございません。 その他、本制度の関連施策に対するご意見については、今後の制度検討の参考にさせていただきます。

42	<p>貨物自動車運送事業のBMにおける集配便に「第二種貨物利用運送事業の集荷・配達」を追加いただきたい。第二種貨物利用運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運送事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集荷及び配達ののためにする自動車による運送とを一貫して行う事業である。</p> <p>二種利用運送の集配についても、港、空港、駅などの拠点から集荷・配達先までの輸送を担うものであり、その走行する道路状況など、二酸化炭素排出に関わる環境は、上記集配便にある「小口貨物の集荷又は配達」と同じであり、同様の考慮が必要と考える</p>	<p>本制度の陸運におけるベンチマークの範囲は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業に限られており、同法第37条の2第3項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条又は第45条第1項の許可を受けた者であって当該許可の申請時に同法第23条第5号に規定する者に該当するものをいう。以下同じ。）が行う集荷又は配達については、輸送能力が告示に定める基準を超える場合に、グランドファザリングの対象となります。</p> <p>なお、特定第二種貨物利用運送事業者以外の第二種貨物利用運送事業者が集荷又は配達を自社で担当場合は、貨物自動車運送事業の許可等を得た上で、貨物自動車運送事業者として集荷又は配達を行うこととなります。この場合の集荷又は配達が、「小口貨物の集荷又は配達」であり、輸送能力が告示に定める基準を超える場合は、貨物自動車運送事業におけるベンチマークの集配便の対象となります。</p>
43	<p>内航海運業、とりわけ鋼材輸送は、航路条件、港湾制約、荷役条件、納期指定等により、事業者が自らの判断で排出量を削減できる余地が極めて限られている分野であると考える。こうした構造的制約を十分に考慮しないまま、排出効率のみを基準とするベンチマーク方式を適用した場合、排出削減努力とは無関係に事業者間で不合理な負担差が生じるおそれがある。内航海運の実態を踏まえた補正や評価の考え方を明確に示すべきである。</p> <p>また、内航海運BMは、鋼材以外の貨物及び旅客の運送も対象とすべきである。</p>	<p>内航海運におけるベンチマークについては、対象事業者及び対象事業者が所属する業界団体とも議論し、来年度からの制度開始に向けては、主に鋼材等の輸送の部分のみをまずは対象とする方針としたところである。その他の輸送や、更に詳細な補正の可否については、引き続き対象事業者、業界団体等との議論を踏まえて今後検討できればと考えております。</p>
44	<p>脱炭素化を物流全体で加速する為には、より排出削減に向けたコスト負担をしている輸送モード及び物流事業者をメーカー・荷主側が選択するような排出削減に関するインセンティブやペナルティを付与する事で物流事業者と荷主が負担を適切に分担できる制度とするのが望ましい。現在予定されている制度では、物流需要の主体であるメーカー・荷主側の排出削減行動が制度上十分に評価されず、物流事業者が排出削減コストや算定・報告・検証・排出枠調達といったコンプライアンス負担を一時的に抱え込む構造となる恐れがある。物流事業者の排出量の多くは荷主の物流需要に基づくものであり、中小事業者ほど料金転嫁が難しく脱炭素投資が停滞する懸念がある。そのため、荷主の排出削減行動に繋がるインセンティブを制度設計に導入することで、物流全体での排出削減効果が最大化され、物流事業者・荷主双方の負担と効果のバランスが取れた形で脱炭素化が進みサプライチェーン全体での持続的な排出削減が実現すると考える。</p>	<p>ご意見のとおり、サプライチェーン全体での排出削減についても非常に重要です。</p> <p>他方、諸外国の制度を見ても、排出量取引制度はスコープ3ではなく、スコープ1やスコープ2を対象とした制度であることから、荷主企業の取組を排出量取引制度の中で直接的に評価することには限界があります。加えて、生産された炭素素性の高い製品が市場で評価されるような環境の整備に向けては、輸送部門も含め、製品が最終消費者に届くまでのサプライチェーン全体での脱炭素化が必要です。モーダルシフトを始め、運輸部門の脱炭素化は、個社の取組だけでは難しい課題も多く、4月から開始するGXフューチャー・リーグのような企業連携の枠組みを通じて、サプライチェーン全体での排出削減を促してまいります。また、輸送部門の排出原単位改善のためには、モーダルシフトの推進に加え、脱炭素輸送サービスの普及も重要であり、排出量取引制度以外の施策も組み合わせて総合的に取り組んでまいります。</p>
45	<p>排出量取引制度が内航海運分野に導入されるに当たり、その実効性・政策整合性の観点から、以下の点について意見を申し述べる。</p> <p>(1) 内航海運への当該制度導入の非適切性について</p> <p>内航海運業は船舶を運航する事業であり、運航時のCO2削減は運航者の努力のみでは実現し得ない。また、内航海運において抜本的なCO2削減を可能とする新造船の開発・供給と、アンモニア・バイオ燃料等の低CO2排出燃料の商用化は極めて限定的であり、実装コストも極めて高い水準にある。</p> <p>内航海運においてCO2削減を進めるためには、特定の技術を導入することで削減を達成できるという政策シナリオの明確化が不可欠と考える。ゼロエミッション船については、GX経済移行債を活用して、エンジン・燃料タンク等の基盤技術開発が造船段階で進められ、その実証は技術的ハードルが相対的に低い外航海運を中心に先行している。これらの技術が成熟した後、初めて内航海運への普及が想定されているものと認識しているが、現時点では内航海運はGX経済移行債による支援対象とされていない。</p> <p>このような状況下で内航海運分野に削減義務を課した場合、内航海運事業者にとって、前述の専ら外生要因となる技術開発や燃料等の商用化が進展しない限り実効的な削減技術が存在しないことから、事業者の自主的努力による排出削減の余地が事実上確保されず、グランドファザリング方式・ベンチマーク方式のいずれを採用しても、当該制度は実質的に“活動量に応じた費用負担を強制するだけの空洞化した枠組み”に陥る。</p> <p>また、内航海運事業者において生じる負担増は、これに依拠する国内製造業の負担増にも連鎖する。製造業側における適切なベンチマーク設定や、成長志向型のGX-ETSとするべく講じる各種の措置の効果を帳消しにし、結果的に我が国産業の競争力を損なう懸念もある。</p> <p>成長志向型CPという大方針の下、「CO2削減と経済合理性の両立が期待できる領域から段階的に進める」という法趣旨からすれば、内航海運事業に対しては、当該制度はなじまず、対象とするべきでない。</p> <p>(2) モーダルシフト促進との整合性確保の必要性について</p> <p>物流部門の中で、とりわけ鋼材物流においてはCO2削減効果が最も大きいのはモーダルシフトである。内航海運の活用拡大こそが我が国全体の排出削減・物流効率化に資する中心的施策であり、日本政府としても極めて重要な政策方針として位置付けている。</p> <p>にもかかわらず、当該制度がコスト上昇を通じて内航輸送の利用インセンティブを低下させかねないほか、モーダルシフト率の上昇にこれまで尽力してきた事業者はかえってコストが大きくなるため、内航海運分野が当該制度の対象とされることで、モーダルシフトの推進に逆行する可能性が否定できない。</p> <p>制度設計においては、物流政策全体の整合性を確保する観点から極めて重要と考える。</p> <p>以上を踏まえ、内航海運をはじめとした全輸送モードの脱炭素化を着実に進めるためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的実現性 ・支援制度・政策との整合性 ・モーダルシフト政策との整合性 ・実効的な排出削減効果 <p>を総合的に考慮した制度設計が不可欠であると考える。</p>	<p>(1) について</p> <p>GX推進法は、事業者の生産のみならず、輸送を含むその他の事業活動に伴う二酸化炭素の直接排出の量が一定量以上の事業者を制度対象事業者を規定しております。制度になじまない業種を除外するという枠組みを採用しておりません。</p> <p>なお、内航海運における排出量削減に向け、政府としては革新的省エネルギー技術の導入・実証に対する補助を引き続き実施するとともに、令和8年度からは、GX移行債を活用し、メタノール燃料船・ハイブリッド船を含むゼロエミッション船等の導入支援事業を開始する予定となっております。</p> <p>これらの補助制度等も活用いたいただきつつ排出量削減を着実に進めることが重要であると考えております。</p> <p>(2) について</p> <p>ご指摘の点は、本制度以外も含めた今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
46	<p>直接間接割合に係る電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に当たっては、全国平均係数の代わりに「実測に基づく係数その他全国平均係数に異なる係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切なもの」を利用できることになっているが、具体的にどのような場合に該当するか、例を列挙するなど、明確化するべきである。</p>	<p>電源が特定できるものについては、実測が可能であるとと考えられるため、こうした場合には実測に基づく係数を利用可能としています。</p> <p>なお、系統電力や非化石証書については電源は特定されないため、実測に基づく係数は利用できません。</p> <p>直接間接割合の算定根拠となる間接排出の取扱いについて、ご指摘を踏まえて、実施指針の別表第1備考③を修正するとともに、併せてマニュアルでも明確化いたします。</p>
47	<p>直接排出比率に応じた補正において使用する全国平均係数については、本意見公募の参考資料「産業構造審議会イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会 とりまとめ」の64頁に則るとであれば、電気の係数は全国平均係数のみとする方が望ましいのではないかと。</p>	<p>例えば、関連会社が保有する設備によって生み出された電気を自管線等を通じて制度対象者である親会社等が使用するようなケースでは、実測に基づいた係数を適用することで、事業者の排出の状況が制度上も適切に反映されると考えております。そのため、実測可能な場合には、これを認めることとしています。</p>
48	<p>一定の削減率（1.7%）に経過年数を乗じるグランドファザリングの削減率の考え方では、究極的にはCO2直接排出量をゼロにせねばならず、当社のようにCO2直接排出が避けられない事業者にとっては将来的に事業活動に大きな影響を及ぼす可能性があり、排出枠調整コストに何らかの上限を設定するなどの措置が必要と考える。</p> <p>また、グランドファザリングの削減率（年率1.7%）につきまして、対象となる事業者に一律に同じ削減率を課すのではなく、燃料転換の進んでいる事業者には過去の削減努力を勘案し、削減率を軽減するなどの措置をとるべきと考える。</p>	<p>本制度においては、過度な負担を回避する観点から、排出枠取引市場における排出枠の上限価格を設定することとしております。</p> <p>また、本制度においては、ベンチマークの対象とならず、グランドファザリングが適用される場合であっても、実施指針の別表第2に記載の通り、過去の削減努力を考慮する仕組みを措置しています。</p>

49	<p>GF対象事業者は、2013年度以前に気体燃料への燃料転換が完了しており、追加的な排出削減余地が少ないが、毎年一定の削減率（一律）を求められることとなる。その結果、GF対象事業者は、義務履行のため、費用対効果の低い又は経済合理性に乏しい削減施策の実施を余儀なくされる可能性があり、BM対象事業者との間で負担差が生じる可能性がある。そうしたBMとGF間の負担差を是正すべく、燃料種実態に応じた排出枠割当量の調整を検討したいが、少なくとも、2030年以降の制度運用において、事業分野の区分による不公平や過度な負担格差が生じることのないよう、ベンチマーク対象事業の拡大に向けた考え方を今後明確に示していただきたい。</p>	<p>今後、2031年度以降の制度設計を行うにあたっては、ベンチマーク対象業種の拡大に向けた検討を進めてまいります。</p>
50	<p>原案では、エネルギー起源排出量を削減した場合であっても、省エネを一定程度行っていれば基準エネルギー起源排出量の見直しは行われなため、合理化が評価されるような枠組みになっている一方で、原材料起源排出量については7.5%以上減った場合は、基準原材料起源排出量を減少する調整が行われることとなっている。原案のような制度設計において、事業者がプロセス改善や原材料等の見直しにより原材料起源排出量を削減しても、すぐに調整されるため、事業者がCCS等により原材料起源排出量の削減をするインセンティブを削ぐ可能性がある。そこで、基準エネルギー起源排出量と基準原材料起源排出量の見直しについては、それぞれ見直しの設定を行うのではなく、エネルギー起源排出量が7.5%以上減った場合であって、かつ省エネを怠っている場合には、基準エネルギー起源排出量と基準原材料起源排出量の両方を見直すような設計にはどうか。</p> <p>また、GFにおける早期排出削減努力に対する勘案については、「基準エネルギー起源排出量」だけでなく、「基準原材料起源排出量」と「副生燃料起源排出量」についても適応すべきではないか。</p>	<p>非エネルギー起源CO2の増減については、その大部分が事業規模の変動によるものであると考えられることから、原単位指標に応じた調整措置の適用有無の判定は行わないこととし、また、早期排出削減努力の勘案措置の対象外としています。なお、CCSの制度上の取り扱いについては、国内外の議論の状況も踏まえながら、将来的に検討してまいります。</p>
51	<p>生産プロセス上、非エネルギー由来CO₂が一定程度不可避的に発生する業種がある。既に技術的に削減限界に近い効率で操業されており、エネルギー起源CO₂と同様に削減義務を課した場合、生産量の抑制以外に対応手段がありません。そうした排出はBMに移行すべきであるが、対象製品のメーカー数が少ないことや対象製品の事業所BMからの切り分けが困難であること、第三者認証の手間・コストなどを踏まえるとBM化が困難な場合がある。そうした生産に伴い不可避的に発生するプロセス由来CO₂の削減手段が限られる製品については、CO₂削減のために減産を強いられるようなことが無い制度対応を引き続き検討して頂きたい。</p>	<p>非エネルギー起源CO2の増減については、現時点における削減ポテンシャルを踏まえたうえで、エネルギー起源CO2とは異なる削減率を設定しています。2031年度以降の削減率については、制度開始後の状況も踏まえて、見直し・検討してまいります。</p>
52	<p>グランドファザリング対象業種については、省エネを想定せず、燃料転換を10年もかけて行う前提となっている。また、省エネ法ではGX-ETSの対象となる事業者よりも排出規模の小さい事業者や事業所にも省エネ、すなわち年1%のエネルギー効率改善を求めていることから、これらを踏まえてグランドファザリングの削減率について見直すべきである。</p>	<p>グランドファザリングは、ベンチマーク対象とならなかった排出源に対して適用する割当方式であり、ベンチマークによる削減水準との公平性に配慮する必要があると考えております。</p> <p>ベンチマーク対象業種においては、製品あたりの排出原単位を指標とすることが困難な場合に、燃料転換の状況の評価を指標として燃料ベンチマークを採用していることや、上位15%相当のトップランナー水準に到達するまでに10年程度を要すると考えられることなどを踏まえて2030年度までの水準を定めています。</p> <p>こうした考え方を踏まえ、グランドファザリングの対象についても、燃料転換による削減ポテンシャルから、現時点の上位15%水準に今後10年間で到達することを想定した場合の削減率として、2026年度からの5年間について年率1.7%の削減率を設定しています。そのため、ベンチマークとグランドファザリングの公平性を踏まえた、妥当な設定であると考えています。</p>
53	<p>早期排出削減量の勘案措置については、5年間の時限的な措置ではなく、2031年度以降も引き続き措置していただきたい。</p>	<p>グランドファザリングは、削減対策が進展しておらず追加的な対策の余地が残る事業者において排出枠の余剰が生じやすい仕組みであり、本来はベンチマークへの移行が望ましいこと、制度開始前の2013年度からの過去の削減努力を長期固定的に評価し続けることは望ましくないことから、早期排出削減量の勘案措置については、時限的な措置として2031年度以降は適用しないものとしています。</p>
54	<p>早期排出削減量算定を算定する際の、「起点年度平均エネルギー起源排出量」等の算出方法について、本意見公募の参考資料「産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会 とりまとめ」の87頁に記載の方法で算出すると理解して良いか。その他算定方法の詳細について、明確にすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、早期排出削減量の算定方法について、実施指針別表第2備考④～⑥で明確化しています。</p>
55	<p>実施指針の別表第2備考⑥（二）における「中間整理（p.87）に記載の通り、「特定工場等に指定された年度から」ではなく、「特定工場等に指定された年度の翌年度から」の3ヵ年度平均によって起点年度平均エネルギー起源排出量を計算することとすべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、「特定工場等に指定された年度の翌年度から」に修正しました。</p>
56	<p>Scope2の排出量は、電力のCO₂排出係数が大きく改善していることから、事業者の努力によらず一定程度減少する点、早期排出削減量の算定において勘案して適切な数値を算定するべき。</p> <p>電力のCO₂排出係数は2013年の0.552kgCO₂/kWhから2022年の0.437kg/kWhへと10年間で20%減少しており、この効果が適切に反映されていないため。</p>	<p>早期排出削減量の算定に用いる過去の温対法SHK制度の報告値については、直接排出と間接排出の切り分けが困難であり、算定根拠の排出係数の詳細を遡及して確認することは困難であることなどから、間接排出の削減の影響については考慮しないこととしています。</p>
57	<p>グランドファザリング対象業種の早期対策は、生産量点検をせずに追加排出枠配分を試みるもので、生産減自然減と区別することが不可能であることから削除すべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、早期排出削減量については、排出量の減少によるものだけでなく、活動量の減少によるものがあることから、早期排出削減の算定に当たっては、活動量の減少を勘案すべく、調整係数を乗じることとしており、「生産量点検をせずに追加排出枠配分を試みる」というご指摘にはあたらないと考えています。</p>
58	<p>副生燃料に該当するものとして石油コークス（国内で生産されたものに限る）とあるが、海外生産であればエネルギー起源として算定し、国内生産のものは副生燃料に該当すると解釈できる。一方で、中間整理では「一般に副生燃料の定義に該当する場合でも、輸出入が行われるなど、通常の燃料と同様に広く流通している」と見做せるものについては対象としない。」と記載がある。これらから一般事業者が外部から調達した石油コークス（国内で生産されたものに限る）の使用に伴う排出は</p> <p>①輸出入されたものではないため副生燃料起源としてみならず</p> <p>②国内生産でも石油コークスは国内市場で一般的に流通する燃料であるため副生燃料起源ではなくエネルギー起源としてみならず</p> <p>の二通りの解釈があり、事業者が混乱しかねない。この点、ガイダンス等で明確にすべきである。</p>	<p>副生燃料の取り扱いについては、実施指針に記載の通りです。今後公表予定のマニュアル等においても明確となるよう記載について検討いたします。</p>

59	<p>①『03_実施指針』Page.8の第1条第15項では、「『基準副生燃料起源排出量』とは、別表第3の備考の①から④までの規定に基づき算出される特定事業活動以外の事業活動の規模を示す副生燃料起源排出量をいう。』とされており、基準副生燃料起源排出量には特定事業活動に係る排出量が含まれない設計となっている。一方で、別表第3の備考④（Page.176）においては、（一）において、「特定事業活動（次の表の上欄に掲げるものに限る。）における…」とされており、特定事業活動についても基準副生燃料起源排出量の算定対象であるように読み取れます。特定事業活動（燃料ベンチマーク以外）の場合も、副生燃料起源の排出に対しては追加的な排出枠の割当てがあるものと理解しているが、原案は正しいのか。どのような場合に追加割当ての対象となるのか、あるいはならないのかについてガイダンス等に明記いただけますと幸いです。</p> <p>②-1副生燃料起源二酸化炭素に係る割当量の計算結果の表示箇所 上記①の理解が正しく、特定事業活動についても排出枠の算出を行う場合、「工場等-第2表 特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報」の「2 目標量及びその根拠となる情報（副生燃料に係る情報欄）」の割当年度の列は全て斜線が引かれており、副生燃料使用に伴って割り当てられるべき排出枠の計算結果が表示される箇所が存在していないように見受けられるが、原案は正しいか。</p> <p>②-2特定事業活動の製品BMと燃料BMの計算欄の区別 上記①の理解が正しく、特定事業活動についても排出枠の算出を行う場合、「工場等-第2表 特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報」の「2 目標量及びその根拠となる情報（副生燃料に係る情報欄）」は実施指針の別表3④の（一）に定める特定事業活動（製品BM）と（二）に定める特定事業活動（燃料BM）のいずれに関する情報も同一の箇所に入力する設計になっているものと見受けられる。それぞれ排出枠割当量の計算方法が異なることから、異なる入力欄を設け、それぞれについて計算が可能となるようにする必要があると考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえて実施指針を修正いたします。</p>
60	<p>排出量取引制度小委員会のとりまとめ（2025年12月）にて、『副生燃料を勘案した割当方法（P69）』の考え方を整理頂いた際、『※3 高炉製鉄業やカーボンブラック製造業のように、BMの分子となる排出量に他のプロセスに供給する副生燃料の燃焼に係る排出も含める場合には、割当量から基準年度の副生燃料供給量にGF削減率を乗じた量を控除する。』との注釈がされているが、これに該当する記載が実施指針に見当たらないため、実施指針もしくはガイドラインにて明記頂くようお願いいたします。</p>	<p>実施指針における規定が不明瞭であったため、ご指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
61	<p>各BMの目指すべき水準やGFの各削減率の算定根拠や妥当性について明記いただきたい。</p>	<p>実施指針は割当てに係る排出目標量の算定方法等を示したものであり、用いる数値の根拠や制度設計の過程等を説明するものではありません。数値の根拠等については、排出量取引制度中間とりまとめ等を参照ください。</p>
62	<p>今回示された目指すべき水準の算定基礎となっているベンチマーク水準およびグランドファザリング削減率の考え方に強く賛同する。今回示された目指すべき水準の算定に用いられたベンチマーク水準およびグランドファザリング削減率は、2030年度までという時間軸も踏まえつつ、現実的に取り組むための対策を想定したものである。</p>	<p>今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
63	<p>実施指針第3条がどのような目的・位置付けの下で規定されているかを明確にすべきである。特に、本条項に定める「二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法」について、ベンチマーク方式又はグランドファザリング方式により設定される排出目標量と実排出量との差分をもって削減量の評価する趣旨であるのか、その考え方を明示されたい。</p> <p>排出枠の割当量との差分をもって削減と評価する場合、排出量の実際の削減量は必ずしも一致しない。このため、本制度において、当該比較による削減量の評価をどのように位置付け、どのように活用するのかを明確にしなければ、制度対象者が求められる取組み・制度目的の達成を図ることは困難と考える。</p>	<p>実施指針第3条は、GX推進法第32条第2項第2号の「脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法に関する事項」に基づき、実施指針において定める事項とされているものです。規定の趣旨は、BMやGFに基づく排出量と実際の排出量の差分で評価するというものです。</p>
64	<p>基準活動量などの「基準〇〇量」の算出にあたって、災害等、経済危機および感染症、高圧ガス保安法に基づく保安検査といった事情で活動量が低下した場合には、その影響期間を除いて基準活動量を算出することとされているが、高圧ガス保安法以外の法令（例：電気事業法）に基づく検査でも設備の停止が起こり、活動量が低下し得るため、同じく勘案いただきたい。</p>	<p>活動量の低下要因を客観的に証明可能であるか等の執行可能性の観点から、当該措置の対象は災害等、経済危機および感染症、高圧ガス保安法に基づく保安検査のみとしております。</p>
65	<p>活動量の変動に応じた基準活動量や基準活動量の調整措置について、現在の制度案では、調整の柔軟性を欠き、最悪生産・構造改革の阻害や負担増によるカーボン・リーケージのリスク、個別事情が考慮されないことによる事業者間の不公平、インセンティブの歪み、委託先からの生産切り替えなどの事業構造が変化し実際に実態と割当てが乖離するリスク等に繋がる恐れがある。</p> <p>そのため、特に活動量の変動に応じた調整措置の閾値や、エネルギー消費原単位の改善状況等にかかる要件について、より柔軟性を高めるなどの観点から、見直しを検討すべきである。</p>	<p>参考資料である「排出量取引制度小委員会とりまとめ」に記載の通り、事業所の新設・廃止、活動量の変動に応じた割当量の調整措置については、設備集約や統合等の事業構造改革や事業環境の変化による活動量の変動が排出枠の不足・余剰につながることに伴って、企業の成長と競争力強化の支障となっていないか、排出量を削減しようとする企業行動にゆがみを与えるようなディスインセンティブが生じていないかなど、脱炭素投資に向けたインセンティブが適切に働く設計となっているか継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを行ってまいります。</p> <p>なお、「±7.5%」は、通常の設備稼働率の変動の範囲内とは認められないような変動が生じた場合に限り調整されるよう、活動量の増減幅の閾値の水準を定めたものでございます。</p>
66	<p>中間整理（p.56）に記載の通り、割当年度の前年度において高圧ガス保安法に基づく保安検査が実施された場合も、実施指針第5条第3号に定める措置の対象とすべきである。</p> <p>排出量取引制度小委員会のとりまとめ（2025年12月）では、「割当年度における災害等に関する対応（P56）」に、「高圧ガス保安法に基づく法定点検や災害等の影響により、対象事業所において±7.5%以上の活動量の変動が生じた場合であっても、基準活動量の更新の対象とはしない」との整理がされており、この方針に沿った実施指針の記載修正を行って頂きたい。</p> <p>具体的には、活動量の見直し算定を行う対象期間（割当年度の前年度および前々年度）に影響年度が含まれる場合において、方針通りとなるよう記載修正頂きたい。</p> <p>また、同小委員会のとりまとめでは、『※2 影響年度の翌年度以降に活動量の変化率を算定する際には、影響年度の活動量を直前の2年度平均として計算する。』とあるが、今回示された実施指針案に反映されていないことから、同小委員会のとりまとめ内容に準じた記載修正を行って頂きたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、排出量取引制度小委員会の中間整理を踏まえた規定に実施指針を修正いたします。</p>
67	<p>高圧ガス保安法に基づく法定点検や災害等の影響を受けるといった特殊なケースの場合には基準活動量の更新を行わないこととする規定に関し、原案では、割当年度の前々年度において特殊なケースが発生した場合に勘案できないこととなっている。とりまとめに則すよう、適切に修正いただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、排出量取引制度小委員会の中間整理を踏まえた規定に実施指針を修正いたします。</p>
68	<p>排出量取引制度の下で、活動量及び排出量が適正かつ公平に算定されるようにする上で、新設の日の定義を、実施指針において明確化すべきである。</p>	<p>実施指針における小規模工場等に係る規定に基づき、特定工場等において届出年度の前年度において事業活動を開始した日、または、年間のエネルギー使用量が1,500kL（原油換算）を超えた年度の4月1日を新設日として考えますが、ご指摘を踏まえ、GX推進法施行規則において、新設の定義について追記しています。</p>
69	<p>「輸送手段の新たな導入」「輸送手段の廃止」について、輸送能力に関する裾切り値との関係を明らかにしてください。裾切り値以下であっても完全に0にならないと廃止とみなされないか。それとも、第1条第2号の「輸送手段」の定義にあてはまらなくなるため裾切り値以下であれば廃止とみなされるのか。</p>	<p>輸送能力が経済産業省・国土交通省告示に示す基準以下の場合には排出量の算定対象とならないため、廃止扱いとなります。</p>
70	<p>排出量取引制度小委員会とりまとめのP116においては、設備集約や統合等の事業構造改革や事業環境の変化による活動量の変動が排出枠の不足・余剰につながるリスクがあることについて、「新設・廃止、活動量の変動に対する調整措置」として事業活動の実態を踏まえた細やかな割当量の調整を行う方法を今後検討することとされているが、最悪生産体制を構築できないことは、生産効率・事業収益・国際競争力の低下に直結するものであり、市場がグローバル化している業種においては、国内生産拠点からの供給を縮小させる経営判断に直結しかねず、これは我が国にとっての深刻なカーボンリーケージリスクと考える。</p> <p>こうしたリスクが残されたままでは、成長志向型とは逆側の企業行動に繋がる懸念があることから、制度開始後、一定程度の実績が蓄積された段階で可及的速やかに、設備集約や統合等の事業構造改革や事業環境の変化に対する措置についての検討を開始していただきたい。</p>	<p>基準活動量が実態と乖離することによって排出枠の不足や余剰が生じることは、国内拠点における生産維持・拡大へのディスインセンティブに繋がるおそれがあることから、活動量の増加や減少に応じて、より実態を踏まえた割当てが行われるよう、制度開始後の制度対象事業者における排出枠の過不足の状況や、その要因について分析を行ったうえで、将来的な制度の在り方について、排出量取引制度小委員会とりまとめの記載も踏まえつつ、検討を進めてまいります。</p>

71	GX2040ビジョン（2025年2月閣議決定）にも明記されている通り、わが国のGXはエネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すものである。この点、ETSの設計・運用にあたっては、過度な炭素コストの賦課によって国内生産の競争力を削ぎ、カーボンリーケージが発生する事態を回避することが最重要課題となる。規制が緩い海外への生産移転が起ればグローバルな排出削減に逆行する懸念があるのみならず、わが国の経済成長やエネルギー安全保障・経済安全保障、ひいては国民生活にも影響が及ぶ。ひとたびカーボンリーケージが発生すれば、そこからの回復には長い時間を要する。また、グローバルに経済合理性を追求する企業は、往々にして静かに生産能力の移転を進める。政府は、経済活動の実態を踏まえた追加的なリーケージ対策のあり方について引き続き検討を行うべきであり、併せて、GX-ETSがわが国の産業に与える影響を注視し、悪影響を及ぼす兆しがある場合には、機動的かつ柔軟な見直しを躊躇なく実行できるよう、予め態勢を整えておくべきである。	実施指針附則第3条にも記載のとおり、排出削減の観点に加え、産業競争力の観点から、社会情勢の変化やGX実現に向けた企業の取組状況、諸外国の輸出産業保護のための措置その他我が国の国際競争力の維持又は向上に関する事項等を動かし、必要に応じて機動的に制度の見直しを行えるよう、制度開始後も継続かつ定期的に点検を行ってまいります。
72	「年間平均取引価格」については、カーボンリーケージ及び研究開発に係る助案措置が必要となるため、年度明け早々に公表いただきたい。	年間平均取引価格は、その年度の排出枠取引市場における排出枠の取引実績を踏まえて決定されます。
73	中小企業であっても、10万トン以上排出する場合は制度対象となるが、大企業に比べ、排出量取引制度に対応するためのリソース（人員・資金等）が不足しているため、カーボンリーケージリスク緩和措置（追加割当）の判定において、制度対応のための人員費・外部委託費等の不可避的な追加コストを営業利益から控除した上で判定を行うこと	営業利益は、通常、売上から人件費等を一般管理費等を控除して算出されるため、更に追加で人件費や委託費等を控除することは適切ではないと考えており、原案のとおりといたします。
74	設備投資完了後も、投資を回収するまでの間は、事業者の負担は継続するため、カーボンリーケージへの配慮は当面の間、継続いただくとともに、その旨を明確化いただきたい。	カーボンリーケージリスクの助案措置を含め、本制度における措置については、実施指針の附則の通り、制度の実施状況を踏まえて検討を加え、必要に応じて見直しをすることとしております。なお、カーボンリーケージ業種への追加割当てについては、投資を回収するまでか否かを問わず、投資を回収した後も、排出実績量に対して排出目標量が不足する場合には、当該追加割当ての措置が講じられます。
75	GXに資する研究開発等への追加割当てに関しては、脱炭素成長型投資事業者だけでなく、制度対象外である当該脱炭素成長型投資事業者のグループ会社等で実施している分を含めて動かし、企業グループにおいては、研究開発部門の属する事業会社とGX-ETSの対象となっている事業会社と一致していないケースがあり、企業グループとして取り組んでいるGX関連分野の研究開発投資が、本制度上勘案されないこととなる。密接関係者の要件として、法第33条第1項の届出義務者に限定せず、年度平均排出量が政令基準（10万トン）未満であっても、会社法上の親会社または子会社と一体での届出を可能とし、企業グループとして取り組んでいるGX関連分野の研究開発投資が評価されるようにしていただきたい。	GXに資する研究開発等への追加割当てについては、制度上の義務に係る負担によって、カーボンニュートラルの達成に必要な新たな代替技術等の研究開発投資に係る原資が奪われないよう、GX関連の研究開発を行う脱炭素成長型投資事業者の義務に係る負担を軽減するためのものです。こうした投資と負担のトレードオフは、両者に係る支出を同一の主体が行う場合に生じる問題であるため、当該措置において助案する研究開発は、義務履行を求められる脱炭素成長型投資事業者が行うものに限定してあります。なお、制度自体に10万トン未満の事業者の自発的な参加を認めることも考えられるが、仮に認めた場合、本制度が脱炭素成長型投資事業者との関係では義務的な制度である一方、10万トン未満の事業者は、参加・退出が任意となり、最悪の場合、不当に排出枠の割当てを受けることにより脱炭素成長型投資事業者の排出削減を阻害する可能性もある。以上より、制度対象者の排出削減の実行性を担保するためにも、10万トン未満の事業者の自発的な参加を認めることは困難である。
76	GX技術区分表に該当する特許技術とGI基金を活用した研究プロジェクトのほかにも、客観的に特定・確認可能であり、かつGXを主目的とすることが明らかな研究開発の類型が確認できた場合には、本措置の対象を順次追加すべきである。	将来的に制度の見直しを行う際の参考とさせていただきます。
77	Hard-to-Abate 分野におけるGX 技術等への「研究及び技術の開発並びに普及に努めるものとする」と義務義務が規定されている認識だが、当該義務の遵守状況について移行計画の提出内容を通じて確認が行われるのか否かを明確にされた。また確認が行われる場合にはその方法についても併せて明示されたい。	当該規定に関する判断基準は定めませんが、実施指針第7条において、研究開発の実施状況に係る助案措置の適用を受ける場合には、当該措置による割当量の算定結果の妥当性について、専門的な知識を有する第三者による証明を受けなければならないこととしています。
78	研究開発による追加割当ての対象は、排出枠が不足した事業者に限定されているが、早期からの追加的なGX 先行取組を適切に促す観点から、排出枠が不足していない事業者についても対象にすべきではないか。	当該措置は、排出枠の調達に係る負担により、将来に向けた研究開発投資が停滞することを回避することを目的としたものであるため、排出枠が不足した場合にのみ、これを適用することとしています。
79	研究開発への助案に当たって、政府によるGX技術カテゴリーの指定は、客観性を確保するとともに、どの技術分野が成長すると見込まれるかについて投資家に有益な示唆を与え、投資判断を促す点で支持されている。しかし、GX技術は実装可能性や期待される排出削減効果に基づいて評価されるべきであると考えられる。GX技術カテゴリーに含まれる技術を一律に扱うのではなく、①費用対効果、②技術的成熟度（TRL）、③ライフサイクル排出量、④社会的受容性などを踏まえた優先順位を付けることが適切である。例えば、アンモニア混焼は多額の資金を必要とし、ライフサイクル排出、製造、輸送、実装の正当性など多くの課題を抱えており、その実現可能性について投資家は疑問を持っている（アンモニア混焼についてのBNEFによる分析記事）。したがって、経済性・技術的実現可能性・排出削減効果のバランスが取れた技術カテゴリー、かつ実際の排出削減効果が期待できる技術を優先すべきである。また、日本企業は特許件数が多い傾向にあるが、特許の価値を評価する際には引用数や参照数を考慮する必要がある。例えばMSCIは、企業のトランジション技術力を評価するために、特許の被引用数に基づく係数を用いて特許価値を評価している。これらの特許の質を評価し、各社の技術開発への貢献度を考慮することも重要である。総じて、研究開発費の考慮は、企業の技術的取り組みを適切にインセンティブ化するために重要である一方、政策としての整合性と技術の実効性を確保するため、費用対効果・成熟度・排出削減貢献度に基づく優先順位付けが不可欠である。GX-ETS がこうした評価軸を備えることで、移行投資がより効果的に促進され、企業と投資家双方にとって透明性の高い枠組みとなることを期待している。	研究開発の助案に当たっては、執行可能性等の観点から、GX関連分野における研究開発費に着目する仕組みとしています。
80	生産変動、カーボンリーケージ対策、研究開発などの「配慮事項」による追加割当ては、排出枠を水増しし、排出枠価格の低迷・国際競争力向上の逆行となるため、削除されるべきである。	カーボンリーケージリスクや研究開発の状況の助案措置については、排出削減と国際競争力との両立を目指す観点から措置するものです。なお、価格低迷を回避するための措置については、排出枠の下限価格を設定するなど、別途講じることをとしています。
81	助案措置の通知方法、および、その具体的な時期についてご教示いただきたい。	助案措置によるものも含め、割当量については、実施指針に基づいて制度対象者による届出を毎年度9月までに行っていただいたうえで、当該届出が適切である場合には、経済産業大臣が11月に排出枠を割り当てます。
82	GX投資については、設備更新等の期間を踏まえると、すぐに削減効果が出るわけではない。その期間は排出枠を調達することになり、事業者の金銭的負担が増加することになる。この「移行期」において、リーケージリスク緩和措置など既存の仕組みを強く活用しながら、どのように配慮するのかが分かりやすく示していただきたい。	制度の内容につきましては今後実施を予定している制度説明会等において、丁寧に説明してまいります。
83	助案事項（カーボンリーケージ・研究開発）については、ベンチマーク・グランドファザリングのいずれの対象事業であっても適用可能であるとの理解でよい。また、いずれも適用可能である場合、グランドファザリング対象の事業活動があり、かつ、前年度に早期排出削減による追加割当てを受けている場合、上記第5表中の各表の「前年度の排出目標量」の箇所には、早期排出削減による追加割当量を含む値を記載するとの理解でよい。その理解が正しい場合は、ガイダンス等にてその旨を明記いただきたい。	ご理解のとおりです。実施指針において、早期排出削減量に応じた割当量は排出目標量に含まれるものとして位置づけています。
84	G X推進法施行規則第15条に関し、経済産業大臣による排出枠の割当量の単位（t-co2）を条文中、明確にすべきである。また、端数の処理方法（切り上げ、切り捨て、四捨五入など）についても明記するべき。	ご意見いただいた技術的事項についてはマニュアル等で明確にさせていただきます。
85	実施指針第5条第3号イ(1)中の「割当量」は、廃止・譲渡の対象となった工場等・輸送手段に係る割当量であることを明確にいただきたい。	ご意見いただいた技術的事項についてはマニュアル等で明確にさせていただきます。

86	「01_G X推進法施行規則等を改正する省令等の一部を改正する省令」には、二酸化炭素排出量算定のための各種排出係数の一覧表の作成をいただきたい。	排出量の算定に用いる係数については、GX推進法施行規則の第6条に規定しています。
87	第5条第1項17のイの「燃料の使用」においては、第6条第1項の表1で離島（別表第1）が除外されるが、第5条における「炭酸塩を含有する鉱物の使用」、「潤滑油等の使用」、「地熱発電施設における蒸気の生産」など、離島が除外されていないように解釈できる。離島に関しては、脱炭素に向けた取り得る施策が限られる中、特別な配慮が必要な地点と考えるため、燃料の使用だけでなく、離島における他の活動も算定対象から除外とする解釈となるように修正すべき。	ご意見のとおり、修正させていただきます。
88	施行規則第5条では、特定事業活動に係る二酸化炭素の排出活動をいくつか限定列挙した上で、最後にバスクロ規定を設けているが、取扱いの細分化する必要はないのではないか。	第5条は、規定の趣旨を明確化する観点から、各事業活動において行われる二酸化炭素の排出活動として一般的に考えられるものを限定列挙したうえで、それ以外のものを包含する規定を設けています。
89	省エネ法やSHK制度、地方公共団体における排出削減に係る施策などの既存の類似制度において、排出量の算定範囲や排出係数などの算定ルールが異なる中で、今回新たに排出量取引制度が開始することとなる。事業者の業務効率化のためにも、既存の制度を含め排出量の算定方法や算定範囲について可能な限り統一いただきたい。	二酸化炭素の排出量の算定方法等については、既存の省エネ法やSHK制度と可能な限り整合するよう、制度設計しております。
90	排出量の算定方法は、複数の選択肢があり、どの方法を用いるかは事業者が判断することになるが、一度用いた算定方法を正当な理由なく変更することは、排出量に関する報告値に対する意図的な操作を排除する観点から望ましくなく、算定方法は継続的に用いられるべきである。そのため、一度用いた算定方法は、正当な理由がない限り継続して用いるべきこと、正当な理由に関する判断基準を示すこと、及び変更する場合には、その理由についても報告を求めると規定すべきである。	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
91	都市ガスの排出係数に関し、都市ガスの基礎排出係数が低いメニューの評価方法について、ガイドライン等で明確化していただきたい。大手都市ガス事業者は、2030年に需要の1%をe-メタン・バイオメタンで賄うことが高度化法で義務付けられており、その目標達成に向けた取組を直近から進めている。SHK制度ではe-メタンやバイオメタン由来の都市ガスの基礎排出係数が低いメニューが設定できるような改正をしていただいたことから、GX-ETSにおいても反映いただけるものと認識しており、具体的な反映方法等については今後ガイドライン等で明確化していただきたい。	どのような排出係数を適用することが妥当であるかは、GX推進法施行規則第6条の規定に基づいて判断されます。排出実績の算定の手続きについては、今後マニュアル等において示す予定です。
92	二酸化炭素の排出量の算定に当たっては、「その事業活動に係る二酸化炭素の排出量の実測に基づく係数その他前項の係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるもの」を活用することができているが、当該係数の算定方法を、様式第5「事業者第2表排出実績量」の「5 報告に関する補足事項」に記載すべきである。	実測に基づく係数等については、工場等第1表において記入欄を設けていますが、事業者第2表の補足事項欄に記載いただくことを妨げるものではありません。
93	排出量の算定に当たって、グローバル展開する法人では、必ずしも温対法に準ずる係数による環境データ管理を行っているわけではないため、GXリーグ同様に申請/承認のプロセスを経て、IPCC AR6やGHGプロトコルによる算定を認めるような設計にいただきたい。	本制度における対象となる事業者については、いずれも省エネ法や温対法における報告義務の対象となっているものと認識しています。
94	施行規則第9条に定める排出量の算定方法は、算定に必要な証拠類の入手ができず原則的な算定ができない場合など、やむを得ない理由により用いられる方法と認識している。やむを得ない理由により用いられる方法であることを条文中明確化すべきである。また、やむを得ない状況として適当と考えられる状況を、ガイドラインにおいて具体的に示すことが望ましい。	GX推進法施行規則第9条では、二酸化炭素の排出を伴う活動の規模を示す指標の数値が計測又は算定できない場合に限り推計を可能としており、こうしたやむを得ない状況に適用される旨を定めています。該当する事象の具体例については、今後、マニュアル等において示すことを検討します。
95	施行規則第9条では、算定基礎値を計測・算定できない場合に、その推計期間については他の期間の原単位をあてはめて7.5%増とする案だが、割当量の算定の際には、割当量を過大に与えることになり、不適切である。	施行規則第9条の規定は排出実績量の算定に適用するものです。排出目標量の推計を行う際の計算方法については、実施指針に記載の通りであり、過大な割り当てとはならないものと考えております。
96	様式「事業者第2表」の「2 推計値を用いて算定した年度平均排出量」などの推計値は、その上部の表（たとえば「事業者第2表」の「1 事業者ごとの年度平均排出量」）の内数か外数のいずれになるのか。	推計値は事業者第2表における上部の表の内数となります。様式の記入方法については、今後公表するマニュアル等において示す予定です。
97	様式「工場等第2表 特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報」の「2 目標量及びその根拠となる情報」に関し、特定事業活動の場合の原材料起源二酸化炭素排出に係る割当量の計算は、計算欄がなく、また、実施指針第5条においてもその計算が想定されていないことを踏まえ、特定事業活動における目指すべき排出原単位の水準は、原材料起源二酸化炭素排出量が含まれると考えられるが、今後、ガイダンス等においてこの点を明確にすべきではないか。	ご理解の通りです。今後公表を予定しているマニュアル等において記載を検討いたします。
98	特定計量器に類する計量器に要求される事項を明記すべき。また、当該計量器が要件を満たしているかについて、どのような方法で確認・判断されるのかについても併せて示されたい。	事業者には、排出量の報告の際に計量器の水準についても併せて報告いただく予定であり、特定計量器に類する計量器について、一定の要件を満たさない場合には使用を不可とするような仕組みとはしておりません。なお、報告いただいた内容は、将来、計量器の精度の要求水準を設定する際の参考とさせていただきます。
99	排出量取引制度において求める計量器の精度はGXリーグで設定された計測機器の制度基準とすべきであり、また、精度を求めるが故に算定ができないことや、過度なコスト負担を回すべく、要件を満たさない場合の例外申請の運用についてもGXリーグと同様に認めていただきたい。	事業者には、排出量の報告の際に計量器の水準についても併せて報告いただく予定であり、特定計量器に類する計量器について、一定の要件を満たさない場合には使用を不可とするような仕組みとはしておりません。なお、報告いただいた内容は、将来、計量器の精度の要求水準を設定する際の参考とさせていただきます。
100	一部の設備においては計器が設置されていないため、直接排出割合の算定に当たって、特定計量器等による計測だけでなく、計器を使用せずにエネルギー使用量を集計して二酸化炭素の排出量を算定することが認められている。	実施指針においては、特定計量器又はこれに類する計量器により正確な数値を得られるよう、努めるものとしており、その他の適切な方法によって算定を行うことを必ずしも排除するものではありません。
101	事業者の実務負担を軽減する観点から、排出実績量の算定に係る信頼性が確保される範囲内で、計量器に関する管理・報告等の簡素化をお願いしたい。	排出実績量の算定に係る信頼性確保及び計測精度向上に向けた各者の取組の状況の確認等のために必要な情報について報告を求めるとしてあります。
102	提出が求められる「実績算定のために使用する計量器に関する事項」について、様式案にもそれに関する内容はなく、具体的にどのような情報を求められるのかを明確にされたい。	ご指摘を踏まえ、GX推進法施行規則の様式第5に追加しました。
103	合理的保証への適用開始時期およびその対象事業所となる閾値を決め打ちするのではなく、例えば、①合理的保証に耐え得る登録確認機関が十分であるか、②制度対象者への金銭的・実務的負担が過度ではないか、などを十分に検証した上で、合理的保証の適切な導入時期や、対象とする事業所の決め方（閾値とする排出量、（一制度対象者の内）合理的保証の対象となる上限事業所数の設定など）については、一定の制度経緯が蓄積された適切な時期に、再度検討すべき。	合理的水準の適用については、制度開始後の登録確認機関の登録状況や制度の実施状況などを踏まえて、見直しの検討をしております。
104	確認の方法として国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」を適用する場合、業務実施者は、測定又は評価において適用される規程（サステナビリティ事項を測定又は評価するための一定の基準となるものをいう。以下同じ。）が、業務の状況に照らして適合しており、想定利用者にとって利用可能かどうかを評価しなければならぬ。かかる規程の評価の観点から、本確認業務において確認の対象となる排出目標量の設定及び排出実績量の算定に当たり適用することが要求される規程は、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則」及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行うとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針」となるの理解でよいか、確認したい。	本確認業務において確認の対象となる排出目標量の設定及び排出実績量の算定に当たり適用することが要求される規程は、GX推進法第33条第2項、第35条第2項及び施行令第3条及び第5条の通り、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行うとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針」です。
105	施行規則改正案第13条第1項及びそれを準用する第18条では、排出目標量及び排出実績量に対する確認報告書の記載事項が列挙されているが、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（以下「法」という。）の確認の方法として用いられる基準に基づき確認報告書を作成するという理解のとおりか確認したい。その理解のとおりであるならば、例えば、ガイドラインにおいて、確認の方法として用いる基準において要求される事項を第9号に従って記載することが想定される旨、明記することが望ましい。	ご理解の通りです。具体的な記載事項は施行規則に規定の通りですが、マニュアルにおいても示す予定です。
106	早期排出削減量に関する「確認」と排出目標量及び排出削減量に関する「確認」では、想定される業務の性質が異なり、前者は、合意された手続業務が想定されていると認識している。両者の違いを施行規則において明確化すべきである。	具体的な確認の方法は、令和8年1月5日に施行された登録確認機関に関する省令第9条第1項に定められています。

107	事業者が排出目標量等の訂正を行う場合、登録確認機関へ情報連携することが施行規則改正案では求められていない。訂正の事実について、事業者から登録確認機関へ情報連携がなされない場合、登録確認機関側では、経済産業大臣に訂正の報告がなされる前に、同条第2項の「重大な事実に変更があったと認められる場合」に該当するか否かを判断することができないため、訂正の報告を行う前に、訂正する旨及びその内容について、登録確認機関へ情報連携することを、施行規則において求めるべきである。	施行規則第19条第2項において、排出目標量又は排出実績量に関して重大な事実に変更があった場合における対応を定めています。重大な事実の変更か否かを含め、登録確認機関の確認を受けたうえで訂正の報告を行う想定です。
108	GX推進法施行規則第19条第1項において「届出年度より前の年度における法第34条第1項の規定により割り当てられた量又は法第36条第1項若しくは第2項の規定により通知された量について、その基礎となる事実に変更があったと認められる場合には、経済産業大臣に訂正の報告をしなければならず」と記載されているが、「基礎となる事実」が具体的にどの情報を指しているのか、また、どの程度の変更があった場合に訂正の報告が必要なのかを、ガイドラインにおいて、明示することが望ましい。	割当量や通知量の根拠に変更があった場合を想定しています。基礎となる事実に変更があった場合は、その程度によらず訂正していただきます。
109	GX推進法施行規則第19条第2項の「重大な事実」の定義を施行規則において明確にすべきである。あわせて、その解釈及び具体的な例示をガイドラインで示すことが望ましい。 また、登録確認機関に関する省令第9条第3項で、「登録確認機関は、事業者の排出目標量又は排出実績量を確認した後、当該排出目標量又は排出実績量の基礎となる事実に変更があり、前項の基準値を超過する場合その他排出目標量又は排出実績量に重要な疑義があると認めるときは、その事業者に対し指摘をし、その是正を求め、それによってもなお改善されない認めるときは、経済産業大臣へ報告するものとする。」とされている。前段落で求める対応に際し、施行規則改正案と登録確認機関に関する省令の「基礎となる事実」が同じ意味で使われているのか、施行規則改正案の「重大な事実に変更があったと認められる場合」と登録確認機関に関する省令の「前項の基準値を超過する場合その他排出目標量又は排出実績量に重要な疑義があると認めるとき」の関係性についても明確にすべきである。	マニュアルにおいて「重大な事実」となるケースを例示する予定でございます。 登録確認機関に関する省令第9条第3項に定めている通り、排出目標量又は排出実績量の基礎となる事実に変更があり、同第9条第2項の基準値を超過する場合その他排出目標量又は排出実績量に重要な疑義があると認めるときに、登録確認機関による確認が必要となります。
110	登録確認機関による確認対象が含まれる文書は、排出目標量に関しては様式第2の「事業者－第4表」、排出実績量に関しては様式第5の「事業者－第2表 排出実績量」であると理解しているが、その理解のとおりであることを確認したい。	ご理解の通りです。
111	確認対象である排出目標量又は排出実績量の訂正が行われた場合、登録確認機関が、その訂正の多少にかかわらず確実に訂正に関する情報が得られるようにするため、確認対象が含まれる文書（(1)の理解のとおりであるならば、様式第2の「事業者 第4表」及び様式第5の「事業者 第2表 排出実績量」）に、訂正された過年度の排出目標量又は排出実績量に関する情報を含めていただきたい。	施行規則第19条第2項において、排出目標量又は排出実績量に関して重大な事実に変更があった場合における対応を定めています。重大な事実の変更か否かを含め、登録確認機関の確認を受けたうえで訂正の報告を行う想定です。
112	登録確認機関の確認対象の1つとして、「排出目標量」があるものと理解しているが、これは「事業者－第4表」の「1 排出目標量（後記3の早期削減に基づき算定した量を除く。）の合計量」を意図しているか。制度上、「事業者－第3表」の「2 排出目標量」に含まれる早期排出削減量は別途、合意された手続業務の対象であると理解しておりますので、これを確認対象とすることは適当ではなく、早期排出削減量を含めない「事業者－第4表」の「1 排出目標量（後記3の早期削減に基づき算定した量を除く。）の合計量」を確認対象指標とすることが適当と考えているが、その理解でよいか。なお、この理解のもと、「事業者－第3表」の「5 助成事項に係る追加割当量」についても保証対象には含まれないものと理解をしている。その理解が正しい場合は、ガイダンス等に明記いただきたい。	ご理解の通りです。今後公表を予定しているマニュアル等においても明確となるよう検討いたします。
113	第三者保証の実施方法について規定を設けて頂きたい。二酸化炭素の排出量の測定、算出方法について具体的な説明を希望する。	登録確認機関による確認の方法は、登録確認機関省令第9条で定めております。
114	制度開始当初において、クレジットの利用は排出実績量の10%を上限としているが、一部諸外国の排出量取引制度ではそもそもクレジットの利用を認めないことを踏まえれば、段階的に利用上限を引き下げていくべきであり、その旨を示すべきである。	将来的なカーボン・クレジットの使用上限については、排出枠の需給への影響等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行ってまいります。
115	クレジット使用上限については、排出削減の促進という観点から理解できるが、一方で、過度に固定的な上限制限は、クレジット需要の拡大を阻害し、結果として創出投資の停滞を招くおそれがある。特に森林吸収源や中小企業の省エネ投資など、新たな削減プロジェクトの形成を促す観点からも、市場成熟度や供給量の拡大に応じて使用上限の拡大を含めた見直し事項を制度に明記すべきである。	将来的なカーボン・クレジットの使用上限については、排出枠の需給への影響等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行ってまいります。
116	J-クレジットやJCMクレジットの他に、グリーンガス証書についても排出量取引制度において、排出量の相殺に活用できるようにしていただきたい。	本制度では、制度開始時点においてはJ-クレジットとJCMクレジットのみを認めることとしております。この点、本制度では国が管理・運営等に携わっている制度であり、かつ、第三者機関による確認のスキームがあるものに限定しております。グリーンガス証書については、民間の自主的な取組であるため排出量取引制度では認めておりません。
117	令和8年4月1日よりSHK制度では調整後温室効果ガス排出量の算定に当たっての控除項目として、森林等炭素蓄積変化量を認める予定である。自らの森林経営等による二酸化炭素吸収の取組が排出削減量として評価されるよう、SHK制度における森林等炭素蓄積変化量に係る算定・報告状況とその熟度を踏まえ、早期にETSでも、森林等炭素蓄積変化量を排出量の控除できるものとして追加していただきたい。	森林経営による二酸化炭素吸収量に関する第三者による客観的な検証等の方法についての整備状況等の観点から引き続き検討してまいります。
118	カーボンニュートラル社会の実現に不可欠であるCCUSについての排出実績量の算定における取扱いの検討を進めていただきたい。	CCUSの排出削減価値の取扱いについては、SHK制度等の国内外における議論の状況も踏まえながら、引き続き検討してまいります。
119	わが国の温室効果ガス排出量は世界全体の3%程度に過ぎず、グローバルなカーボンニュートラルの実現に向けては、国内での排出削減のみならず、国外の削減に貢献していくことも欠かせないため、海外で削減された排出量をGX-ETS上も評価できる制度のあり方を検討すべきである。今後、パリ協定6条メカニズムに基づくクレジットの流通が拡大していく可能性がある。特に相当調整付きのものを念頭に、将来的に、本制度において利用可能なクレジットの対象を拡大することを検討すべきである。	本制度では、制度開始時点においては、我が国の脱炭素と産業競争力の強化の観点からJ-クレジットとJCMクレジットのみを認めることとしております。本制度において利用可能なクレジットの対象については、SHK制度等の国内外における議論の状況も踏まえながら、引き続き検討してまいります。
120	排出枠は金銭的な価値を持つことや、国際的にも各種クレジットの品質向上が求められていることなどを踏まえて、排出量取引制度で活用できるクレジットの品質向上を図るべきである。	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
121	クレジットの品質向上のために、カーボンクレジット格付機関による「カーボン格付け」と連携してどうか。	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
122	排出量の一部をJ-クレジット・JCMクレジットにより相殺することを認めるとのことだが、制度でカバーされる排出量に対して、現在、十分な量のクレジットが流通していない。そのため、政府は、今後のクレジットの供給量の見通しを示すとともに、制度の規模に見合った供給量確保を促す政策についても措置していくべきである。	本制度は排出実績量と等量の排出枠の保有を求める仕組みであり、J-クレジット・JCMクレジットの供給量が、本制度における義務履行の観点から不十分であるとは考えておりません。なお、政府全体としては、多様な主体による削減インセンティブを高める観点から、引き続きJ-クレジットやJCMクレジットの創出拡大に向けて取り組んでまいります。
123	カーボン・クレジットのプロジェクト開発には、8年から10年以上でのプロジェクト実施を前提に行い、方法論の策定や投資判断、実施・検証などには一定の期間を要するという特性があるため、排出量取引制度における使用可能なクレジットの種類や使用上限等を見直す場合には、制度変更の方向性を事前に示すことや経過措置を設けること。	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
124	GX推進法施行規則等を改正する省令等の一部を改正する省令(p300附則) 令和8年度の通知および償却期限の変更、もしくは、令和8年分の通知および償却については実施しないという取り決めの記載が必要と見受けられます	令和8年度分の償却については、本則の規定のとおり令和9年度に償却を求めるため、条文中、別途明確にする必要はないと考えております。
125	取引の流動性の観点から、排出量取引市場に制度対象外の事業者の参加も認めるとのことだが、取引の流動性の確保のために、これらの制度対象外の事業者へ排出枠を直接割り当てることや、現物市場だけでなく、先物取引市場の導入を検討していただきたい。	排出枠は、法律上、制度対象事業者に対し割り当てることとなっているため、制度対象外の事業者に割り当てることはできません。先物取引の導入については、対象事業者へのヘッジニーズ等も踏まえながら、将来的に検討してまいります。
126	GX投資によって排出量を大幅に削減した事業者は、その成果として生じた余剰排出枠を市場で売却し、投資回収や次の排出削減投資に充てることが想定される一方で、排出枠市場に十分な流動性が確保されない場合、売却を希望しても買い手がつかず、余剰排出枠を現金化できない事態が生じるおそれがある。このような事態を避けるため、排出枠市場において常に一定の流動性が確保されるよう、国がどのような役割を果たすのかについて、制度運用上の考え方を明確に示していただきたい。	市場参加者の範囲や、流動性の確保のための市場活性化策については、来年度に検討予定です。なお、排出削減インセンティブの確保のための措置としては、排出枠価格の下限を設けることとしています。あわせて、排出枠価格が低迷した際には、GX推進法第107条の規定に基づき、GX推進機構が排出枠の買い入れを行います。

127	<p>G X機構が排出取引市場の設置・運営業務を外委託する場合には、委託先の選定に当たっては、「電力市場（卸電力・先物）や燃料市場との裁定取引を円滑に実施できる機能・拡張性」を有していること」を必須要件又は加算評価項目として設定すべきである。理由は以下のとおり。</p> <p>（1）本制度においてCO2削減を促す主要なメカニズムの一つは、炭素価格をシグナルとした「石炭からLNG・再エネへの燃料転換（メリッオーダーの変更）」であり、このメカニズムを機能させるためには、発電事業者が「燃料価格（Fuel）」「電力価格（Power）」「炭素価格（Carbon）」の3つの市場価格をリアルタイムで監視し、瞬時に裁定取引（スプッド取引）を行える環境が不可欠であること。</p> <p>（2）適正な排出枠の価格形成には、実需に基づかない投機的な動きを抑制し、エネルギー市場の需給を反映させる必要がある。そのためには、証券取引的な単独の売買システムではなく、エネルギー・コモディティ市場と密接に連動した取引戦略を実行しやすいシステム基盤を提供する運営者が望ましい。</p> <p>（3）市場流動性の確保は制度の安定運用に不可欠です。電力・燃料取引のトレーディングデスクが、排出枠取引も同じ画面やシステム上でシームレスに操作できる環境（またはAPI連携）が提供できれば、参加者の取引コストは大幅に下がり、流動性が向上する。したがって、運営者の選定においては、金融商品の管理能力だけでなく、こうしたコモディティ取引特有のシステム接続性や利便性を重視すべきです。</p>	今後の市場運営の参考とさせていただきます。
128	<p>G X推進法施行規則において、法人等保有口座の開設や管理等について規定されているが、それらの実務を行うのは、工場環境管理担当者や本社の事務担当者であるため、排出量取引制度でシステムを設計するに当たっては、金融機関向けの高度で複雑なものではなく、事務負担の少ないユーザーインターフェース（UI/UX）」を備えるべきである。そういったシステム設計能力を持つベンダーが参入できる公募条件とすべきである。</p>	システム構築の際の参考とさせていただきます。
129	<p>市場運営の委託先選定において、不正取引の監視能力を評価する際は、株式等の有価証券市場における監視ノウハウだけでなく、「発行体が存在せず、需給要因のみで価格が変動するコモディティ（商品）市場特有の相場操縦（買い占め、売り崩し等）を検知・抑止するアルゴリズムや監視体制」を有しているかを厳格に審査すべきである。「排出枠については、株式等と同じ意味での発行者が存在しない」と指摘されており、電力取引との類似性が普及されている。証券市場の監視（インサイダー取引規制等）、商品市場の監視（需給操作の防止）では、監視すべきポイントや必要なデータ解析技術が異なるため、証券取引所の運営実績があることだけでも「監視能力がある」と判断せず、電力・エネルギー・商品先物等の分野における市場監視の知見や技術（海外の監視システムベンダーとの提携等を含む）を持つ事業者を適正に評価する必要があると考える。</p>	今後の市場運営の参考とさせていただきます。
130	<p>バンキングについては、今後、市場の議論の中で具体化していくということか。</p> <p>上限価格への張り付きを抑制するためのバンキング抑制等の措置検討を進めるものと認識しているが、制度対象事業者からすれば、本論点の積み残しによって制度の全貌が見えないことから、既存事業への影響が正確に把握できず、脱炭素投資への意思決定を含めた事業運営に影響を与えかねない。本来、上下限価格はバンキングを含めた抑制策とのセットで検討されるべき事項であり、事業者の予見性を高めるためにも、バンキング抑制策の具体的なあり方については、2026年度以降、早期に結論を得ることを目指し、可及的速やかな検討開始をお願いしたい。</p>	過度なバンキングを抑制するための方策を含めた市場活性化策については、2026年度に検討予定です。
131	<p>保有義務量に対して著しく過剰な排出枠を保有する行為を抑制し排出枠市場に十分な流動性を確保するための方策について、検討を進めるべきである。一方で、保有義務量を上回る排出枠の保有を厳格に制限しすぎれば、国内投資のインセンティブを削ぐことにもなりかねない。バンキングのメリットと十分な流動性確保とのバランスを取ったバンキング抑制策のあり方について検討を深め、早期に制度案を示すべきである。</p>	過度なバンキングを抑制するための方策を含めた市場活性化策については、2026年度に検討予定です。
132	<p>将来的な市場の流動性を確保するために「過剰なバンキングを抑制する」という方向性は理解するが、しかし、バンキングの期間や量に対して、直接的に法的・その他の制限を加えることは、企業の財産権の侵害に当たる可能性があり、行うべきではない。</p>	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
133	<p>本制度では、生産変動、カーボニーケージ対策、研究開発などの「配慮事項」による追加割当が予定されているが、このような追加割当が行われれば、EU-ETSや韓国ETSで経験したような過剰な排出枠の割当となる可能性がある。にもかかわらず、バンキング（排出枠の繰越）に制限がないため、余剰の排出枠が大量に市場に滞留し、価格低迷と制度の歪みを招くリスクが高い。そのため、バンキング（排出枠の繰越）（第5条）には制限を設けるべきである。</p>	活動量が一定以上増加した場合の追加割当については、増加した分のみを割り当てるため、排出枠の余剰が発生することはありません。また、活動量が一定以上減少した場合には、翌年度の割当量から減少分を控除することとしています。カーボニーケージ、研究開発投資に係る追加割当については、排出枠の不足が生じた場合に、不足分の一部を追加的に割り当てるものであることから、これらの措置が排出枠の過剰割当に繋がるのを御指摘にはあたらないと考えています。なお、過度なバンキングを抑制するための方策を含めた市場活性化策については、2026年度に検討予定です。
134	<p>政府案が示す価格水準では、2030年にかけて排出削減および脱炭素投資を十分に後押しできるか疑問が残る。参考上限取引価格を2030年までに国際水準での炭素価格となるように、毎年度の価格上昇率を「3%+物価上昇率」から引き上げるべきである。原案の場合、2030年時点で約5,500円/tに留まる。さらに、この値は上限であるため、実際の炭素価格はそれよりもさらに低い水準となることが懸念される。一方、パリ協定の掲げる1.5度目標の実現に向けて、より高い水準の炭素価格が国際的には求められる。一例としてIEAのNZEシナリオでは、先進国経済における2030年時点の炭素価格として140ドル/t（約22,000円/t）が想定されている。また、EU-ETSにおける排出枠の取引価格も既に近年10,000円/t程度で推移している。また、気候変動対策に積極的な日本企業では、2030年時点で10,000円/tを超える内部炭素価格（ICP）を設定して対策を進めているところもある。制度導入直後は難しい場合でも、将来の予見可能な水準は少なくとも、こうした企業の意欲に応えるものである必要がある。</p>	価格上昇率を大きくすれば、投資の前倒しを促す効果がある一方、制度の遵守コストの急激な増加や、価格高騰の抑制機能が十分に発揮されないおそれがあるものと見えています。特に制度導入の初期段階においては、国内の経済活動等への影響を見極める必要があることから、価格上昇率は、標準的な企業が投資を行う際の割引率を想定した水準としています。
135	<p>排出量取引制度の開始に向けて、事業者がリークレジットを買いだめしていることにより、クレジット価格が高騰しているということを前提として、クレジット価格上昇前の価格を参考にし、上下限価格を設定していたが、いわゆる「買いだめ」に該当する行動は限定的であると考えられることから、そういった前提で価格の設定を行ったことは不適切である。また、一般論として、特定の結論を前提として参照期間を任意に設定し、価格データを抽出・解釈する手法は、結果として制度設計の客観性・透明性に疑義を生じさせる恐れがある。</p> <p>制度の信頼性確保の観点からは、参照期間の設定理由や分析手法について、事後的な説明可能性が十分に担保されることが重要であり、参照時点を恣意的に調整することで価格水準を導く整理は、可能な限り避けるべきである。仮に「買いだめ需要」が制度上の課題として認識される場合であっても、価格参照点を遡ることによって対応するのではなく、市場設計側で実効的に抑制する選択肢も検討し得たと考える。例えば、ベンテージ（発行年度等）に応じた取扱い、一定の保有・使用ルールの整備等により、買いだめを実質的に抑制しつつ、価格形成の透明性・一貫性を確保することは可能である。以上を踏まえ、上下限価格の設定根拠については、直近価格の形成要素に関するデータや検証結果を明確に示した上で、より合理的かつ説明可能な方法により再整理することが望ましい。</p> <p>加えて、上下限価格の設定やその根拠の示し方は、将来的な吸収・除去技術への投資判断にも大きな影響を与える点について留意が必要である。吸収・除去分野は、初期投資額が大きく、投資回収期間も長期に及ぶ可能性があることから、将来の価格水準や価格形成ルールに対する一定の予見性が確保されなければ、民間による投資は実行されにくい。こうした観点から、特定の状況を踏まえて参照期間を遡るなど、事後的な解釈により価格水準が調整され得るとの印象を与える整理は、価格シグナルへの信頼を損ない、結果として吸収・除去への投資意欲を低下させる恐れがある。</p>	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
136	<p>排出枠価格の予見性を高め、事業者のG X投資を促すための上下限価格の設定であるが、原案の参考上限取引価格と調整基準取引価格では、G X投資を促す価格シグナルとして機能せず、排出削減努力が働かない恐れがある。G Xの実現に向けては、諸外国の炭素価格やクレジット価格を動案し、原案よりも高く参考上限取引価格と調整基準取引価格を設定すべきである。</p>	調整基準取引価格及び参考上限取引価格は、排出削減と経済成長の両立という観点からその水準を定めることとしました。具体的には、国内において、今後5年間で制度対象者が実施すると想定される削減対策が限定されていることを踏まえて、決定しており、排出削減努力が促されないとの指摘にはあたらないものと考えています。

137	脱炭素社会への移行を経済成長につなげるためには、脱炭素性能に優れた製品やサービスが市場で選ばれ、収益を生む環境が必要であるが、原案の参考上限価格(4,300円)では、国内J-クレジットの価格を下回っており、これでは企業が脱炭素に投資するよりも、排出枠を調達する方が合理的となる「逆転現象」が生じ、脱炭素に向けた行動変容を阻害しかねない。反対に、適切な炭素価格により、高炭素製品のコストが内部化されれば、相対的に脱炭素製品の価格競争力が高まります。これにより、「脱炭素製品の需要拡大→企業の投資・開発の加速→コスト低減→さらなる需要拡大」という経済の好循環が生まれると考えている。そのため、原案の上下限価格を引き上げるべきである。	調整基準取引価格及び参考上限取引価格は、国内において、今後5年間で制度対象者が実施すると想定される削減対策の費用を踏まえて決定したものであり、事業者の脱炭素に向けた行動変容を阻害しかねないのご指摘にはあたらないものと考えています。 その上で、ご意見のとおり、GXの実現に向けては、脱炭素性能に優れた製品やサービスが市場で選ばれ、収益を生む環境が必要とございます。そのためには、政府によるGX需要創造に向けた環境整備だけでなく、事業者の積極的に脱炭素性能に優れた製品やサービスの選択が必要不可欠です。御懸念のような脱炭素に向けた行動変容が阻害されず、むしろ促していくためにも、事業者の皆様におかれましては、是非とも、積極的に脱炭素性能に優れた製品やサービスを市場を購入いただけますと幸いです。
138	排出枠取引市場の上下限価格については、2026年度の参考上限取引価格が4,300円、調整基準取引価格(下限価格)が1,700円と設定された。この上下限価格については非公開の委員会(排出量取引制度小委員会第7回)での議論で決定されており、決定プロセスの透明性が著しく欠如している。本パブリックコメントはこの委員会で提示された議事録を公開した上で募集されるべきである。	上下限価格については、関連するJクレジットの市場における取引の状況にも影響しうることから、審議は非公開といたしました。 そのうえで、第7回排出量取引制度小委員会の資料及び議事要旨はパブリックコメント開始時点で公開済みであり、議論の透明性が欠如しているのご指摘にはあたらないものと考えております。
139	上下限価格の算定根拠を明確にすべきである。	上下限価格の水準の設定根拠につきましては、第7回排出量取引制度小委員会の資料3を参照ください。
140	参考上限取引価格が制度対象事業者の国内投資リスクを過度に高めることのないよう、制度運用開始時点の価格水準は抑制的なものとすべきである。 併せて、上限価格が頻繁に出現しない市場環境整備(過度なバンキングに対する抑制策などの流動性確保策の措置)を行うことが望ましい。	参考上限取引価格については、今後5年間で想定される削減対策の費用を踏まえたうえで、過度な負担が生じないような水準としています。 市場における流動性確保策については、今後検討してまいります。
141	適切にGX投資を促進するには、過度に排出枠の価格が低迷しないことが重要であるが、市場価格が下がりがちになるとどう機能するかを、投資回収の可能性を勘案して、分かりやすく説明していただきたいです。	排出枠価格が低迷した際には、GX推進法第107条の規定に基づき、GX推進機構が排出枠の買入れを行います。
142	投資判断に必要な価格の予見性を高めるためにも、中期的な価格の考え方についても、可能な範囲で示していただきたい。	今後5年間の排出枠の上下限価格の見直しについては、第7回排出量取引制度小委員会の資料3を参照ください。
143	参考上限取引価格および調整基準取引価格について、各業種のベンチマークにおいて求められる対策(省エネや燃料転換)に要する費用を基に設定するとの基本方針のもとで算定を行ったことは合理的である。	今後とも合理的な制度設計に努めてまいります。
144	J-クレジットとJCMクレジットの種別によっては、参考上限取引価格の額(4,300円)より高く設定せざるを得ない状況にある。これらのクレジットを創出するため、事業者が投資判断する際は、クレジットの売却などの投資回収の観点も重要な判断要素であるが、今般クレジット価格より低い価格で参考上限取引価格が設定されたことにより、これらのクレジット価格が低下し、クレジットの創出のモチベーションを低下させる可能性がある。そのため、JクレジットとJCMクレジットの創出へのモチベーションを低下させないよう、上下限価格をクレジットの価格を実態を踏まえた原案より高い価格で設定するか、もしくは何らかの措置を講じていただきたい。	参考上限価格は、GX推進法に基づく排出枠の取引価格に適用されるものであり、JクレジットやJCMの取引化価格を定めたものではありません。JクレジットやJCMクレジットについては、想定される用途も様々であり、それぞれの用途における需要等に応じて参考上限価格を超えた値段で売っていただくことは可能です。
145	参考上限取引価格や調整基準取引価格が不適切に参照されてGX需要創造を妨げることはないよう、政府は価格設定の根拠や意味合いの周知を徹底すべきである。わが国が2050年カーボンニュートラルの実現を目指す以上、現時点で一定の経済合理性を有する排出削減策の導入促進のみならず、実用性に膨大な費用と長い時間を要する対策の研究開発・社会実装にも早い段階から取り組むことが求められる。後者の対策コストはGX-ETSにおいて当面求められる対策の費用水準を大幅に上回る。産業分野によっては、こうした高い排出削減コストを伴うGX製品が適切に評価されて市場に流通する「GX需要創造」が、GXの推進に不可欠である。仮に、今般設定される排出枠の上下限価格がわが国におけるあらゆる種類の排出削減を評価する指標と誤解されて参照されれば、GX製品市場の創出が阻害され、将来の大幅削減に繋がるイノベーションの実現、ひいてはカーボンニュートラルの達成時期が遅く結果となりかねない。	今後、制度に関する情報発信を行う際の参考とさせていただきます。 なお、GXの実現に向けては、排出量取引制度だけでなく、関係施策を一体的に講じていく必要があると考えております。具体的には、GX需要創出に向けて、民間企業による積極的な取組として、 ・GX需要創出とサプライチェーンでの排出削減に向けて意欲的に取り組む企業の枠組みとして、GXリーグを刷新し、本年4月よりGXフューチャー・リーグを創設 ・GX率先実行宣言の活用促進 公共部門での積極的な取組として、 ・公共工事におけるグリーン鉄等のグリーン建材の積極的な活用促進 ・グリーン購入法に関する議論を推進 などに取り組んでおり、引き続きGX需要創造に向けて取り組んでまいります。
146	調整基準取引価格は、本来、産業立地で競合する中国・韓国の排出枠の実勢価格を上回らない水準で設定したうえで、実際の取引価格は市場に委ねることすべきものである。市場取引の結果によらず、制度的に、こうした国々よりも高い排出枠価格を強制することによる影響を懸念する。 本告示案に示された1,700円/t-CO2を採用するのであれば、とりわけリーケージ防止の観点から、制度開始後の状況を注視し、必要に応じ柔軟かつ機動的な制度見直しを実行することが不可欠である。 2027年度以降の参考上限取引価格・調整基準取引価格の設定のあり方は、制度対象事業者に計画的な排出削減投資を促す合理的な水準の引き上げの見直しを示すものといえる。事業者の予見可能性確保は当然重要であるが、国内外の情勢変化により、ここに定める引き上げ幅がわが国の産業競争力に影響を与えることが懸念される際は、今後の上下限価格の設定方法について見直すことも躊躇すべきでない。	調整基準取引価格は、我が国において最低限の脱炭素投資インセンティブを確保することを目的としたものであり、国内における省エネの対策費用を踏まえて1,700円としております。 なお、リーケージを回避する観点からは、ベンチマークに基づく排出枠の無償割当や、リーケージ業種への追加割当等の措置を講じることとしております。
147	2027年度以降の参考上限取引価格・調整基準取引価格の設定のあり方は、制度対象事業者に計画的な排出削減投資を促す合理的な水準の引き上げの見直しを示すものといえる。事業者の予見可能性確保は当然重要であるが、国内外の情勢変化により、ここに定める引き上げ幅がわが国の産業競争力に影響を与えることが懸念される際は、今後の上下限価格の設定方法について見直すことも躊躇すべきでない。	参考上限取引価格及び調整基準取引価格について、エネルギーの需給を取り巻く環境、物価その他の経済事情に著しい変動が生じた場合には、見直しを検討してまいります。
148	移行計画については、非公開情報は様式上で非公開と明確にわかるように、様式上明記いただきたい。	移行計画の記載事項の公表の有無については、既に昨年12月に公表した排出量取引制度小委員会ととりまとめにおいて、どの項目を公表し、どの項目が非公表か明らかにしておりますが、改めて3月末頃に公表予定の移行計画に関するマニュアルにて明確に記載する予定です。
149	移行計画における設備投資計画・実績、実施する削減対策、対象となる工場等、実施時期、脱炭素効果(t-CO2/年)は公開とされるべきである。 排出量取引制度は排出量を金銭的価値に変換する制度であることを踏まえれば、排出実績に関する正確なデータの提出とその検証は不可欠である。しかし、必要な情報が非公開とされているため、第三者による実効性の検証が不可能となり、グリーンウォッシュを助長する懸念が大きい。制度の信頼性を担保するためには、透明性を高め、詳細な情報を公開すべきである。	設備投資計画等の情報については、排出枠の割当等には用いないため、金銭的価値に変換されるものではなく、非公開とすることがグリーンウォッシュを助長するとは考えておりません。
150	移行計画の適切性を評価する枠組みを整備すべきである。企業の移行計画における削減目標は2050年ネットゼロと整合しているべきであり、企業は科学的根拠に基づいた2030年削減目標を設定・開示する必要がある。本来は、各企業がNDCおよびセクター別の削減配分を踏まえて短期・中期目標を設定すべきである。こうした、企業の野心的で影響力の大きい削減目標や投資計画を適切に評価する枠組みと、評価者の資格要件の整備が政府主導で行うことを求める。	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
151	制度対象事業者が自社への影響を具体的に特定するためには、算定方法や確認方法などのより詳細な手続きを定めたガイドラインが必要である。GX-ETSはGXの推進をはじめ経営戦略に大きな影響を及ぼすことから、ガイドラインを速やかに示していただきたい。また、「基準〇〇量」などの算定根拠に関し、元データの信頼性・妥当性を証明するために提示すべき証拠や算定方法等についても明示していただきたい。	今後、3月末頃に算定方法や確認方法等について解説したマニュアルを公表予定です。
152	事業者の負担軽減の観点から、省エネ法に基づく報告事項と重複するものについては、GX-ETS制度の提出資料に転記可能にするともに、事業所管大臣の確認と記載業務を削除する(日本標準産業分類の細分類番号は記載)	異なる法目的の異なる法律における要請であるため、原則それぞれの法令でご対応いただく必要がございます。他方で、GX推進法における報告事項の一部については、省エネ法の提出書類の写しによる提出を認めさせていただくなどして、事業者負担軽減に努めております。
153	排出量取引制度における届出事項や報告事項等が大量であり、また、省エネ法やSHK制度、CN行動計画等の既存制度における届出事項に類似しているため、これらを提出書類を一本化や関連システムの連携をしていただきたい。	ご意見のとおり制度運営において事業者負担軽減についても重要な観点であるところ、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

154	法人等保有口座に記録されている排出枠を運用するにあたっては、口座開設事業者が関係会社等に委託して運用するニーズもあると考える。	法律上、法人等保有口座の振替等の手続については、当該法人等保有口座の名義人が行うものでございます。そのため、名義人以外が法人等保有口座を利用することは想定していないため、複数の端末利用については検討しておりません。
155	法人番号があった方が行政（経済産業省だけでなく、環境省、総務省、地方公共団体、内閣府等含む）にとっての利便性があり、効率の向上が見込めるなどの理由から、各種様式に法人番号を記載させた方がいいのではないか。	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
156	排出枠の売却により得た収益を原資としてGXに資する投資等を行うことが努力義務として規定されている認識だが、当該収益の使用状況についてエビデンスによる確認が行われるのか否か、確認が行われる場合にはその方法についても併せて明示されたい。	当該規定は排出枠の売却益の使途等について報告を求めるものではありません。
157	「エネルギー効率の改善を主たる目的とする省エネ法と、GXの実現を目的とするGX-ETS制度は、類似する部分はあるものの、異なる制度である旨を明確にしてください。	省エネ法及びGX推進法の法目的については、それぞれ異なるものとして既に両法において規定されており、明確になっているものと考えております。（省エネ法第1条及びGX推進法第1条）
158	事業者としては、政府の方向性に則して活動や投資を判断したいと考えるがGX-ETS制度における排出削減投資と、省エネ法における原単位の改善に対する省エネ投資のどちらを政府として優先するのかを考慮を示していただきたい。	GXと省エネは、それぞれ異なる法目的の下、政府として促進しているもの。二者択一ではなく、両輪で投資を進めていただきたい。
159	排出量取引制度の対象者は、移行計画と実施指針に基づく取り組みを一体的に実施することにより、直接排出量だけでなく間接排出量も含めた二酸化炭素の総排出量削減を目指すものであることと理解している。直接排出の削減だけを目的としている認識されぬよう、政府として周知すべきである	ご意見いただいた点については、説明会等の実施の際の参考とさせていただきます。
160	CPの導入後GX対応によりコスト増となるが、当該コストが製品やサービスに価格転嫁されることについて、広く社会の理解が得られるよう、国に啓蒙活動いただきたい。	GXの実現に向けては、排出量取引制度だけでなく、関係施策を一体的に講じていく必要があると考えており、本年4月に創設されるGXフューチャー・リーグの取組などを通じて、製品に紐づく排出削減価値の見える化や、GX製品の積極的な調達を奨励・評価するための枠組みを整備することで、需要家がGX製品を好し、削減価値に対するプレミアムが支払われるような市場環境の構築を目指してまいります。
161	CCUSやバイオ原料利活用は、CO ₂ 削減において重要な役割を果たす技術であり、カーボンニュートラルの実現に向けて不可欠な手段である一方で技術開発と実装に時間とコストがかかる。今回の2026年から2030年の排出量取引制度設計においてはもちろん、国際公約である2050年カーボンニュートラル達成を見据え、企業が将来予見性を高めつつ積極的に取り組むための指針を制度に織り込んでいただきたい。	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
162	我が国全体の排出削減を着実に進めていく上では、10万トン以下の中規模排出事業者の取組も重要な要素の一つであるため、段階的な取扱いの方向性について明確にすべき	ご意見のとおり、CNの実現に向けては、制度対象となる事業者の排出削減に加え、中小企業を含む制度の対象外となる主体も含めて社会全体で排出削減を促すことが必要であり、あらゆる対策・施策を総動員しながら、政府一丸となって取り組んでいきます。
163	GX-ETSの制度運用および今後のガイドライン整備にあたっては、非鉄金属製錬業が担う資源循環・リサイクル機能を適切に評価し、これを阻害することのない制度設計とする方針を明確に示されたい。非鉄金属製錬業にグラントファザリング方式が適用されることを前提として、排出量の算定範囲や調整の考え方について、資源循環や技術的に不可欠な原材料起源二酸化炭素の実態を十分に踏まえた整理を行うべきである。	資源循環やリサイクルについても重要であると考えておりますが、本制度において評価するものではありません。また、マニュアルは、届出や報告に当たって必要な各種様式の記入要領等を明確化するためのものであり、業種ごとの個別事情に応じた記載をする予定はございません。
164	持続可能な航空燃料SAFなど、消費段階までのライフサイクル全体で一定の排出削減効果が確保できるカーボンニュートラル燃料(CN燃料。CCSやケミカルリサイクル含む)は、わが国全体のCO ₂ 削減に貢献するものの、当該CN燃料の製造事業所における排出量が増加してしまう場合がある。排出量取引制度(GX-ETS)はCO ₂ 排出に対する規制であることから、製造時点の制度対応コストがCN燃料にも生ずるため、特に、国産CN燃料の生産および普及拡大に影響を及ぼす可能性がある。エネルギー安全保障に資する国産CN燃料の生産・普及拡大に向けては、GXに係る事業者の声を傾けて頂き、本制度内での解決に固執しない省庁間の垣根を超えた実効性ある政策の実現および運用をお願いしたい。	GXの実現に向けては、排出量取引制度だけでなく、関係施策を一体的に講じていく必要があると考えており、本年4月に創設されるGXフューチャー・リーグの取組などを通じて、製品に紐づく排出削減価値の見える化や、SAFを含むGX製品の積極的な調達を奨励・評価するための枠組みを整備することで、需要家がGX製品を好し、削減価値に対するプレミアムが支払われるような市場環境の構築を目指してまいります。
165	実施指針第1条第8号で定義している「エネルギー消費原単位」については、省エネ法第53条と省エネ法第141条の報告について、連携省エネ措置を講じている場合に連携省エネ措置を踏まえたエネルギー消費原単位を使用するかどうかは定かでないため、どちらか明らかにすべきである。	連携省エネは含まないため、ご指摘を踏まえて実施指針を修正いたします。
166	昨年7月24日のベンチマークWGでは、自家発電・共同発電設備が脱炭素に貢献しつつ、従来の役割を果たし続けるための制度設計上の配慮を要望した。2026年から2030年にかけての中期的な取扱いについては一定の予見性が高まったが、仮にこれまで構築した設備を再構築するには多大な時間とコストがかかる。石化事業の運営に不可欠な設備の最適な構築に向け、2031年以降も見据えた長期的な制度設計の有り様、指針、展望につきまして、Hard-to-Abate産業としての石油化学業界の実態を踏まえつつ今後とも意見交換を通じて検討していただきたい。	まずは2026年度より本意見公募の内容に基づく制度を開始し、運用を積み重ねつつ、2031年度以降の制度設計についても、引き続き産業界や有識者のご意見を踏まえながら検討してまいります。
167	排出量取引制度において、再生可能エネルギーのライフサイクル温室効果ガス排出(LCAGHG)についても考慮が必要であると考える。特にバイオマスは、発電だけでなく、輸送用燃料、ボイラー燃料等としても利用できる非常に有用な資源だが、LCAGHGがほぼゼロとなる廃棄物から長距離輸送や加工に多くのエネルギーを投入した燃料まで幅がある。貴重な天然林を皆伐した燃料を使用しているケースもあり、こうしたバイオマスを燃料とする発電の場合、石灰火力発電以上のGHG排出があると考えられる。どのように制度に組み込むか検討が必要だが、簡易なデフォルト値を用いたり、バイオマスの場合にはどのような燃料かの情報も公開するなどにも制度に組み込むべきだと考える。	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
168	これまで省エネ投資等により排出削減を行ってきた中で、さらに脱炭素化を進めるためには、大規模なGX投資が必要であるが、そのための金銭が必要となる。こうした金銭的負担は事業者、特に中小企業に取っては大きな負担となるため、GX投資に必要な費用を補助金などの支援措置により手当てしていただきたい。	これまで、GX経済移行債を活用した先行投資支援として、 ①鉄・化学などの多排出産業の燃料転換・製造プロセス転換、 ②ペロブスカイト太陽電池等GX製品の製造設備投資支援、 ③省エネに資する設備等の導入支援 などで補助金等による先行投資支援を進めているところで、引き続き、これらの先行投資支援と制度的措置を一体的に講ずることで、中小企業も含む産業界がGXに向けた取組を推進しやすい環境を整備してまいります。
169	実施指針別表第1の備考⑤中、「(一)から四までに定める方法により」とすべきところ、「(一)から(四)までに定める方法により」となっているため、修正すべきではないか。	ご指摘のとおり、修正させていただきます。
170	実施指針別表第1の備考⑦中、「(一)から(四)まで」とすべきところ、「(一)から(十二)まで」となっているため、修正すべきではないか。	ご指摘のとおり、修正させていただきます。
171	実施指針別表第1の備考⑧の(内)中、「0.925を乗じた値以下である」と規定すべきところ、「0.925を乗じた値以上である」となっているため、修正すべきではないか。	ご指摘のとおり、修正させていただきます。
172	実施指針別表第1の備考⑩中、「(一)から(四)まで」とすべきところ、「(一)から(四)まで」となっているため、修正すべきではないか。	ご指摘のとおり、修正させていただきます。
173	実施指針別表第1の備考⑪(内)中、「経済産業省が認める場合」を「経済産業省が認める場合」に修正すべきではないか。	ご指摘のとおり、修正させていただきます。